

岩手山火山避難計画

平成 30 年 3 月

(令和 7 年 3 月最終改定)

岩手山火山防災協議会

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画作成の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 火山防災協議会の概要.....	2
4 火山防災協議会の関係機関の役割.....	3
5 火山現象と対象地域.....	4
(1) 岩手山の概要.....	4
(2) 火山ハザードマップ.....	5
ア 噴火規模・態様.....	5
イ 噴火区分による影響範囲.....	5
(3) 発生が想定される火山現象.....	7
ア 西岩手.....	7
イ 東岩手.....	7
6 噴火シナリオ.....	9
(1) 西岩手の水蒸気噴火.....	9
(2) 東岩手の水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火.....	9
ア 山頂.....	9
イ 山腹.....	9
7 噴火警戒レベル.....	12
8 避難の基本的な方針.....	13
(1) 避難及び立入規制の対象範囲.....	13
(2) 避難対象者と避難対象地域.....	13
ア 避難対象地区の概要.....	13
イ 岩手山周辺の登山者・観光客等の概要.....	14
(3) 住民及び登山者・観光客等に対する避難対応.....	15
ア 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）時の避難対応.....	15
イ 噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難対応.....	15

ウ	噴火警戒レベル4（高齢者等避難）時による避難対応	15
エ	噴火警戒レベル5（避難）時による避難対応	16
(4)	要配慮者の避難対応	19
(5)	孤立者等の避難対策	19
(6)	家畜等の避難	19
第2章	事前対策	20
1	事前対策における関係機関	20
2	防災体制の構築	20
(1)	国、県及び市町の防災体制	20
ア	災害対策本部等	20
イ	現地災害対策本部	21
ウ	国の現地対策本部	21
(2)	噴火警戒レベルに応じた防災対応	22
ア	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の対応概要	22
イ	噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の対応概要	22
ウ	噴火警戒レベル3（入山規制）の対応概要	22
エ	噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の対応概要	23
オ	噴火警戒レベル5（避難）の対応概要	23
(3)	広域一時滞在の体制構築	23
3	火山に関する予報・警報・情報	24
(1)	火山に関する予報・警報・情報	24
(2)	関係機関の情報伝達・共有	26
ア	噴火警報・予報等の情報伝達	26
イ	登山者等への情報伝達体制の確保	27
ウ	住民への情報伝達体制の確保	27
エ	要配慮者への情報伝達体制の確保	28
オ	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）での情報伝達に係る防災対応	28

(3) 異常現象等の報告等	29
ア 通報体制	29
イ 異常現象の通報事項	30
ウ 異常現象の調査と速報	30
4 避難のための事前対策	31
(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準	31
ア 立入規制（災対法第 63 条）の基準	31
イ 高齢者等避難の発令の基準	31
ウ 避難指示等発令（災対法第 60 条）の基準	31
(2) 避難時の関係機関の役割	31
(3) 指定緊急避難場所の指定	33
(4) 指定避難所の指定	33
(5) 避難経路の設定	33
(6) 避難手段の確保	50
5 救出救助体制の構築	51
(1) 救出救助に関する関係機関の役割	51
(2) 救助資機材等の確保	52
(3) 医療・救護体制の確立	52
(4) 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	53
ア 自衛隊災害派遣要請計画（噴火警戒レベル 2～5）	53
イ 自衛隊の受入れ体制整備計画（噴火警戒レベル 2～5）	53
6 避難促進施設	54
(1) 避難促進施設の指定	54
ア 火口近くに位置する施設	54
イ 利用者が多い大規模な施設	54
(2) 避難確保計画作成の支援	54
7 防災啓発	55
(1) 住民等への防災啓発	55

ア	住民等に対する防災知識の普及	55
イ	職員に対する教育	56
(2)	登山者・観光客等への防災啓発	56
ア	登山計画書(届)の提出	56
イ	広報活動	56
(3)	児童、生徒等に対する教育	56
8	防災訓練	57
第3章	災害応急対策	58
1	災害応急対策における関係機関	58
2	噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	59
(1)	異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合	59
ア	県及び市町等の体制	59
イ	情報収集・伝達	59
(2)	噴火警戒レベル2の場合	60
ア	県及び市町の体制	60
イ	情報収集・伝達	60
ウ	立入規制・通行規制	63
エ	登山者等の避難誘導	64
(3)	噴火警戒レベル3の場合	65
ア	県及び市町の体制	65
イ	情報収集・伝達	65
ウ	立入規制・通行規制	67
エ	登山者等の避難誘導	68
オ	要配慮者の避難誘導	68
カ	避難促進施設利用者の避難誘導	69
キ	指定避難所の開設	69
(4)	噴火警戒レベル4の場合	70
ア	県及び市町の体制	70

イ	情報収集・伝達	70
ウ	立入規制・通行規制	72
エ	登山者等の避難誘導	73
オ	住民等の避難誘導	73
カ	要配慮者の避難誘導	74
キ	避難促進施設による避難誘導	74
ク	指定避難所の開設準備等	74
(5)	噴火警戒レベル5の場合	75
ア	県及び市町の体制	75
イ	情報収集・伝達	75
ウ	立入規制・通行規制	77
エ	登山者等の避難誘導	79
オ	住民等の避難誘導	79
カ	避難促進施設による避難誘導	79
キ	指定避難所の開設	79
3	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	80
(1)	基本的な考え方	80
(2)	非積雪期の対応	80
ア	県及び市町等の体制	80
イ	情報収集・伝達	80
ウ	立入規制・通行規制	82
エ	登山者等の避難誘導	83
オ	避難促進施設による避難誘導等	83
カ	指定避難所等の開設	83
(3)	積雪期の対応	84
ア	県及び市町等の体制	84
イ	情報収集・伝達	84
ウ	立入規制・通行規制	86

エ	登山者等の避難誘導	86
オ	避難促進施設による避難誘導等	86
カ	指定避難所等の開設	86
4	救助活動	87
(1)	救助活動の体制	87
ア	現地災害対策本部の設置等	87
イ	救助活動への支援体制	87
ウ	活動基準の設定	87
エ	活動範囲の設定	88
オ	活動部隊の退避等が可能な場所の設定	88
(2)	登山者等の救助活動	89
ア	要救助者情報の把握	89
イ	救助活動	89
(3)	住民等の救助活動	89
ア	要救助者情報の把握	89
イ	捜索・救助活動	89
(4)	救助等におけるヘリコプターの運用	89
(5)	医療・救護活動	91
(6)	自衛隊災害派遣要請	91
ア	自衛隊法に基づく災害派遣要請	91
イ	自衛隊災害派遣要請の基準	91
5	避難状況の把握及び避難所の管理・運営	92
(1)	避難状況の把握	92
ア	避難者に関する事	92
イ	残留者に関する事	92
(2)	避難所の管理・運営	92
6	広域一時滞在	93
(1)	広域一時滞在の判断・実施	93

(2) 避難手段の確保	93
7 報道機関への対応	93
第4章 噴火後の対応	94
1 噴火後の対応における関係機関	94
2 住民及び登山者等の安否確認	94
3 土砂災害への対応	95
4 避難の長期化に備えた対策	95
(1) 避難所の運営	95
(2) 避難者の健康管理	95
ア 健康状態の把握	95
イ 被災者の精神状態の把握	96
ウ 継続的支援対象者のリストアップ	96
エ 関係機関との連携の強化	96
(3) 防災ボランティアの受入れ	96
(4) 避難生活に必要な物資の供給	96
(5) 教育の再開	97
(6) 応急的な住宅の供給	97
5 風評被害対策	97
6 避難指示解除、一時入域などの対応	98
(1) 避難指示の解除	98
(2) 規制範囲の縮小又は解除	98
(3) 一時入域	99
7 治安の維持	99
8 相談窓口の開設	99

第1章 計画の基本的事項

1 計画作成の目的

- 岩手山では、平成10年2月から火山性地震が増えはじめ、同年6月には気象庁臨時火山情報2号により噴火の可能性があるとして発表された。このため、同年7月、国、県、岩手山周辺6市町村及び学識者からなる「岩手山火山災害対策検討委員会」を組織し、同年10月に火山ハザードマップを、平成12年3月には噴火前の対策から復旧・復興までの具体的な対策を示した「岩手山火山防災ガイドライン」を策定（平成27年2月改訂）し、県及び市町村は、このガイドラインに基づき、地域防災計画の策定や火山防災対策を推進してきた。
- また、岩手山では、平成19年10月に噴火警戒レベルを定めたが、住民や登山者等への情報伝達体制、指定避難所・避難促進施設の指定、避難誘導方法など噴火警戒レベルに応じた避難計画については、具体化されていないところがあった。
- こうした中、戦後最悪の火山災害となった平成26年9月に発生した御嶽山の噴火を受け、平成27年7月に活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）が改正され、火山災害警戒地域に指定された県及び市町村は共同で火山防災協議会を設置し、一連の警戒避難体制について協議することが義務付けられたことから、平成27年4月に設置した任意の岩手山火山防災協議会の構成員を見直し、平成28年3月29日に活火山法に基づく岩手山火山防災協議会（以下、「火山防災協議会」という。）を設置した。
- この計画は、火山防災協議会が作成する計画で、岩手山の噴火警戒レベルの推移に応じて、住民や登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、県、盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町（以下、「市町」という。）及び関係機関等の具体的な避難に関する防災対策が適切に行われるよう定めるものである。
- なお、火山噴火は事前に想定したとおりに発生するとは限らないことから、住民、登山者等が避難するための警戒区域や避難指示等の発令範囲の決定等の対応にあたっては、必要に応じて最新の火山活動状況の把握や、火山防災協議会、岩手県の火山活動に関する検討会（以下、「検討会」という。）などの助言等も踏まえる必要があることに留意することとする。

2 計画の位置づけ

県及び市町は、この計画で定めた内容を、地域防災計画に反映する。

また、火山防災協議会の構成員は、この計画に定めた事項について、連携しながら必要な対策を講じていくものとする。

3 火山防災協議会の概要

火山防災協議会は、県、市町及び関係機関の連携を確立し、平時から岩手山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、岩手山の火山災害に対する防災体制の構築を推進することを目的として、平成 28 年 3 月 29 日に設置された。

火山防災協議会の構成員は次のとおり。

表 1-1 火山防災協議会の構成員

区 分	委 員
法第 4 条第 2 項第 1 号	岩手県知事、盛岡市長、八幡平市長、滝沢市長、雫石町長
法第 4 条第 2 項第 2 号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長
法第 4 条第 2 項第 3 号	東北地方整備局長
法第 4 条第 2 項第 4 号	陸上自衛隊東北方面特科連隊長
法第 4 条第 2 項第 5 号	岩手県警察本部長
法第 4 条第 2 項第 6 号	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
法第 4 条第 2 項第 7 号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也名誉教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第 4 条第 2 項第 8 号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、(公財)盛岡観光コンベンション協会理事長、(一社)八幡平市観光協会会長、(一社)滝沢市観光物産協会会長、(一社)しずくいし観光協会理事長

4 火山防災協議会の関係機関の役割

火山防災協議会の関係機関が、避難に関する防災対応を実施する際の主な役割は次のとおり。

表 1-2 岩手山の噴火に係る火山防災協議会の関係機関の主な役割

主体		避難に関する防災対応（主な役割）
県	岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集、発信 看板の設置 登山者等に対する情報提供 広域避難時の避難手段の調整 土石流対策 林野火災の消火 風評被害対策 道路及び登山道規制 農業、畜産業への支援 自衛隊災害派遣要請
市町	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町	<p>(平常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 住民等の防災活動の促進、環境整備 研究及び観測等の促進 <p>(噴火時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 登山道規制、看板の設置（盛岡市を除く） 避難指示等の発令 自衛隊災害派遣要請の依頼 避難道路の整備 登山者等の安全確保対策 警戒区域の設定 道路規制 避難所開設、運営 避難誘導
関係機関	仙台管区气象台 盛岡地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の監視、観測 噴火警報・噴火警戒レベルの発表 関係機関への情報提供及び解説 噴火時等の現地調査
	東北地方整備局 岩手河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> 機器等による火山活動の監視観測、情報提供 土砂災害に対する緊急ハード・ソフト対策等 道路規制及び規制情報等の提供 緊急調査（概況調査・降灰量調査等）
	陸上自衛隊東北方面特科連隊	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣 避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等
	岩手県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導、道路規制
	盛岡地区広域消防組合 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導 林野火災の消火
	国土地理院東北地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報、防災関連情報の提供及び地理情報システムの活用支援 復旧測量等の実施
	盛岡森林管理署 岩手北部森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 標識等の設置 降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
	東北地方環境事務所 盛岡管理官事務所	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、防災情報の発信 ビジターセンター来館者等に対する火山情報、防災情報の発信
	盛岡観光コンベンション協会 八幡平市観光協会 滝沢市観光協会 しずくいし観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 観光客等の安全確保対策 風評被害対策
有識者	<ul style="list-style-type: none"> 岩手山の火山活動の状況に関する学術的助言 「避難指示」等の発令に関する助言 警戒区域、立入規制範囲等に関する助言 等 	

5 火山現象と対象地域

(1) 岩手山の概要

岩手山は、日本では数少ない都市と隣接した火山であり、県庁所在地である盛岡市の他、八幡平市、滝沢市、雫石町の近隣に位置し、周辺には約40万人以上が居住している。

その山体は、玄武岩及び安山岩から構成され、姥倉山・黒倉山などの西岩手と、薬師岳などの東岩手の2成層火山が結合した火山である。東岩手の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所です弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発1回のほかは、全て東岩手である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。

平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

なお、岩手山の活動状況等の詳細は、別添【資料編】P. 1～5に掲載。

(2) 火山ハザードマップ

岩手山の火山ハザードマップは、西岩手及び東岩手で起きた過去最大規模の噴火を想定し、平成 10 年 10 月に火山防災マップとして作成した。噴火規模・態様、噴火区分ごとの主な想定影響範囲は以下のとおりである。なお、実際の噴火では、火口位置や噴火の規模、気象条件等により影響範囲は想定以上に大きくなる場合があることに留意が必要である。

ア 噴火規模・態様

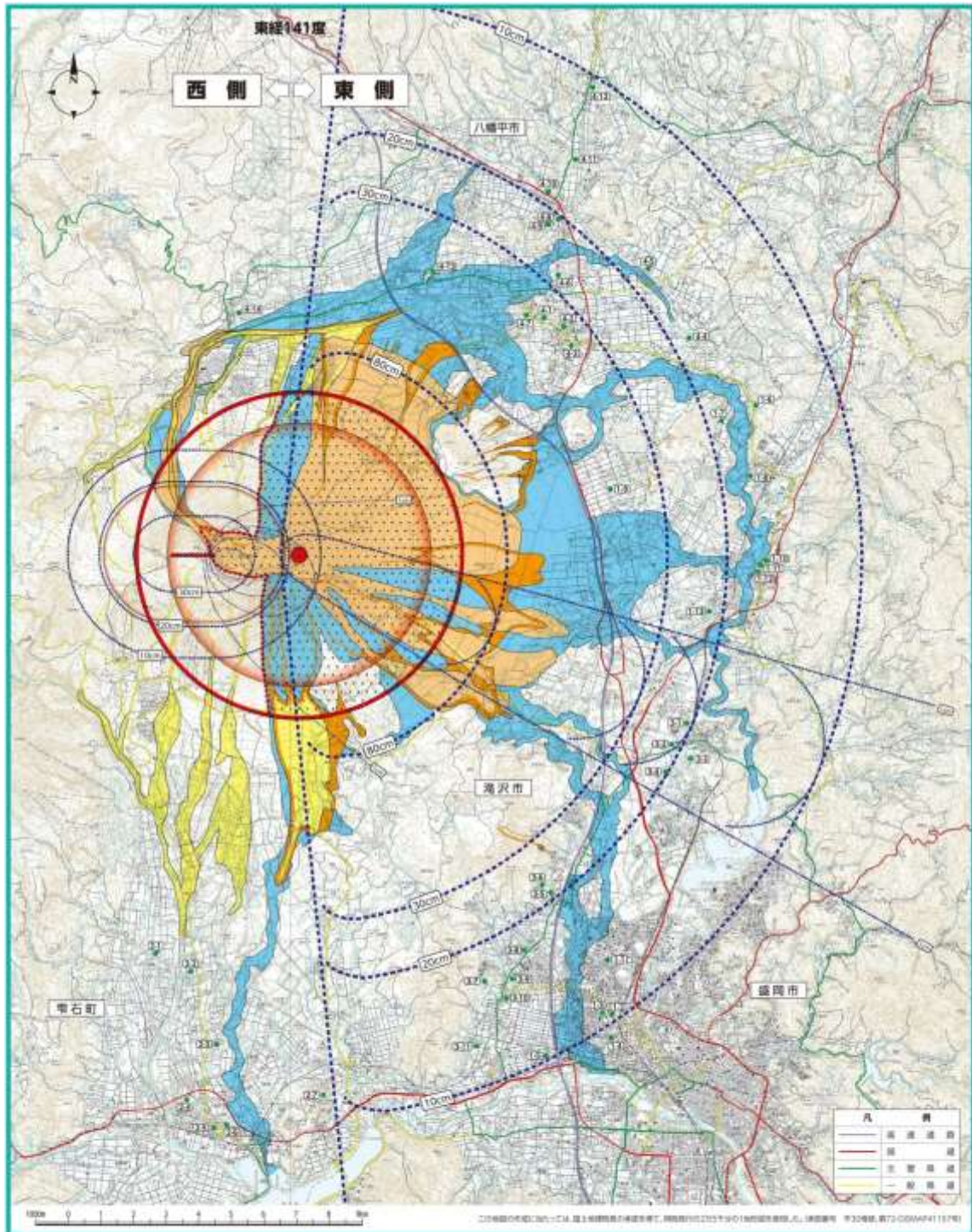
表 1-3 岩手山の噴火規模・態様

区分	態様	規模
西岩手	水蒸気噴火	約 3,200 年前の噴火と同程度（噴出量 1,000 万 m ³ ）
東岩手	マグマ噴火	1686 年の噴火と同程度（噴出量 8,500 万 m ³ ）

イ 噴火区分による影響範囲

表 1-4 岩手山の噴火区分による影響範囲

	噴火区分	警戒が必要な範囲（影響範囲）の目安（火口からの距離、地域・家屋・施設等）	目安となる主な建物・場所の名称等	噴火により想定される現象
噴火	西岩手	概ね 2km 以内	—	降下火砕物（火山灰）、大きな噴石
	東岩手	概ね 4km 以内	（北側） 八幡平リゾートパノラマスキー場山頂部付近 （南側） 網張温泉スキー場山頂部付近	降下火砕物（火山灰）、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流
		概ね 5km 以内（範囲内に居住地域あり）	（北側） 岩手山焼走り国際交流村付近 （東側） 陸上自衛隊岩手山演習場付近	降下火砕物（火山灰）、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流
		概ね 8km 以内（範囲内に居住地域あり）	（北側） 八幡平市立柏台小付近 （東側） 陸上自衛隊岩手駐屯地付近	降下火砕物（火山灰）、溶岩流、融雪型火山泥流
		概ね 12km 以内（範囲内に居住地域あり）	（北側） 八幡平市立松野小付近 （東側） 船田 2 地区コミュニティーセンター付近	降下火砕物（火山灰）、融雪型火山泥流
		概ね 18km 以内（範囲内に居住地域あり）	（南側） 盛岡市立大新小、雫石町総合福祉センター付近	



避難場所	想定火口	大きな噴石	降灰	火砕流	火砕サージ(煙風)	溶岩流	土石流	火山泥流
●	西側 東側	西側 東側	西側 東側	西側 東側	西側 東側	西側 東側	西側 東側	西側 東側
●	— ●	● ●	扇形	扇形	○	舌状	扇形	扇形
	予想される火口位置	大きな噴石が飛入り下くる危険性のある範囲	火山灰が降り積もる厚さ(cm)	火砕流が到達する危険性のある範囲	火砕サージが到達する危険性のある範囲	溶岩流が流れ下る危険性のある範囲	土石流が流れ下る危険性の高い沢と扇状する範囲	噴火時に火砕流が流れた場合、土が降りて火山泥流が流れ下る危険性のある範囲

※ 風向・地形条件等で、到達する方向は変わります。図に示したすべての範囲に到達するわけではありません。

※ このマップ作成以降に関係機関から提供された噴火災害シミュレーション等の情報も十分に活用し、様々な現象に備えること。
 図 1-1 岩手山火山防災マップ

(3) 発生が想定される火山現象

岩手山の火山活動に伴い予想される火山現象は次のとおりであるが、本計画では、噴火警戒レベルで対象としている、大きな噴石・火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流を計画の対象とする。

表 1-5 岩手山で予想される火山現象

区分	大きな噴石	降下火砕物 (火山灰)	溶岩流	火砕流	火砕 サージ	土石流	融雪型 火山泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

ア 西岩手

(7) 大きな噴石

岩手山火山防災マップでは、約 3,200 年前の水蒸気噴火の実績に基づいて範囲を想定しており、大きな噴石は火口から 2 km の範囲と示しているが、山麓の集落への直接的な被害の可能性は少ないと考えられる。

(イ) 降下火砕物（火山灰）

10 cm 以上の降灰は 3 km 以内の範囲を想定。

ただし、降灰は範囲内へ均等に堆積するものではなく、風向き等の影響により、堆積範囲や厚さは流動的である。

(ウ) 土石流

土石流は、噴火後に積もった火山灰や、溪流内の不安定な土砂が大雨などにより流れ下る現象で、土石流の発生は火山灰の堆積した範囲に限られるが、降灰の範囲は限定できないため、起こりうる全ての溪流について示している。方向によっては、山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

イ 東岩手

(7) 大きな噴石

火口から吹き上げられた高温の岩塊のうち、ある程度以上の大きさと重さをもつ岩塊は風の影響をあまり受けずに弾道放物線を描いて火口の周辺に落下する。他火山の実績等から大きな噴石が降下するのは、火口から 4 km 以内と想定。

(イ) 降下火砕物（火山灰）

火口から吹き上げられた火山灰やスコリアは、偏西風にのって、火山の東側方向に降り積もる。どの方向に降灰するか限定は出来ないため、可能性のある東側一帯について堆積厚を示してあるが、盛岡市の一部でも 10 cm 以上の降灰の可能性はある。

(ウ) 溶岩流

1686 年にはマグマは全量火砕物として噴出したため、溶岩流としては噴出していないが、マグマの何割が火砕物となり、溶岩となるかが判明していないため、全量が溶岩流として噴出した場合（火砕降下物量を密度で換算した約 5,100 万 m³）を想定。図に示した全域に溶岩が流下するわけではないが、流下する方向によっては山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

(イ) 火砕流

岩手山では過去約 6,000 年の間に火砕流の明確な堆積物は確認されていないが、1686 年の噴火時に発生を示唆する記録があること、また、積雪時での融雪型火山泥流が発生していることから、何らかの形で火砕流の発生を考慮する必要があり、到達範囲は火口から 5 k m 程度であるが、地形の影響を考慮して範囲を想定。

(オ) 火砕サージ

1686 年の噴火では、2 回の火砕サージが発生したことが堆積物から確認されており、堆積物が確認されたのは火口から 4.8 k m の地点までであること、距離が離れると流速や温度も低下することから、火口から 5 k m の範囲を危険な区域と想定。

(カ) 土石流

西岩手の噴火の際と同様に、起こりうる全ての溪流について示しており、方向によっては山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

(キ) 融雪型火山泥流

冬季間には岩手山に 2m を越える積雪があり、火砕流・火砕サージにより雪が急激に溶け融雪型火山泥流が発生する可能性がある。融雪型火山泥流は、火砕流・火砕サージの流下する方向で発生するものであるから、全ての範囲で融雪型火山泥流が流下し氾濫するものではないが、被害の範囲は最も広く、松川、生出川、砂込川、諸葛川、黒沢川などの流域で氾濫する可能性がある。

【参考】

○ 岩屑なだれ（山体崩壊）

岩手山では過去に数回発生しており、平笠岩屑なだれは約 6,000 年前に岩手山の山頂部が大崩壊し、崩壊した土砂は八幡平市西根寺田付近や盛岡市街にまで到達している。

また、有史以降でも、西暦 915～1686 年の間には規模は小さいものの、一本木原岩屑なだれが発生している。

6 噴火シナリオ

岩手山では、過去の噴火実績から、噴火場所を西岩手の水蒸気噴火と、東岩手の山頂と山腹からの水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火の大きく3つのケースが想定される。

噴火シナリオは、深部での低周波地震や火山性微動の発生を契機として、マグマの上昇から、火山性地震の増加、震源域の浅部への移動、地殻変動データ異常などの現象が発生し、この震源域が、西側に移動すれば西岩手で、東側に移動すれば東岩手で噴火に繋がる。

(1) 西岩手の水蒸気噴火

震源域が西岩手に移動し、噴気及び噴気量の増加や地熱地帯が拡大し水蒸気噴火が起き、大きな噴石・降下火砕物により土石流が発生する。

(2) 東岩手の水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火

ア 山頂

震源域が東岩手に移動し、噴気及び噴気量の増加や地熱地帯が拡大し、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火が起き、大きな噴石・降下火砕物・火砕サージが発生する。

また、火砕サージを原因として、融雪型火山泥流が発生した実績がある。

その後、マグマ噴火が起き、溶岩流や火砕流・火砕サージにより、土石流や融雪型火山泥流が発生する。

なお、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火を経ないで、マグマ噴火へ移行する可能性もある。

イ 山腹

震源域が東岩手に移動し、噴気や地熱地帯の異常現象が確認されないまま、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火が起き、大きな噴石・降下火砕物・火砕サージが発生する。

また、火砕サージを原因として、融雪型火山泥流が発生した実績がある。

その後、マグマ噴火が起き、溶岩流や火砕流・火砕サージにより、土石流や融雪型火山泥流が発生する。

なお、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火を経ないで、マグマ噴火へ移行する可能性もある。

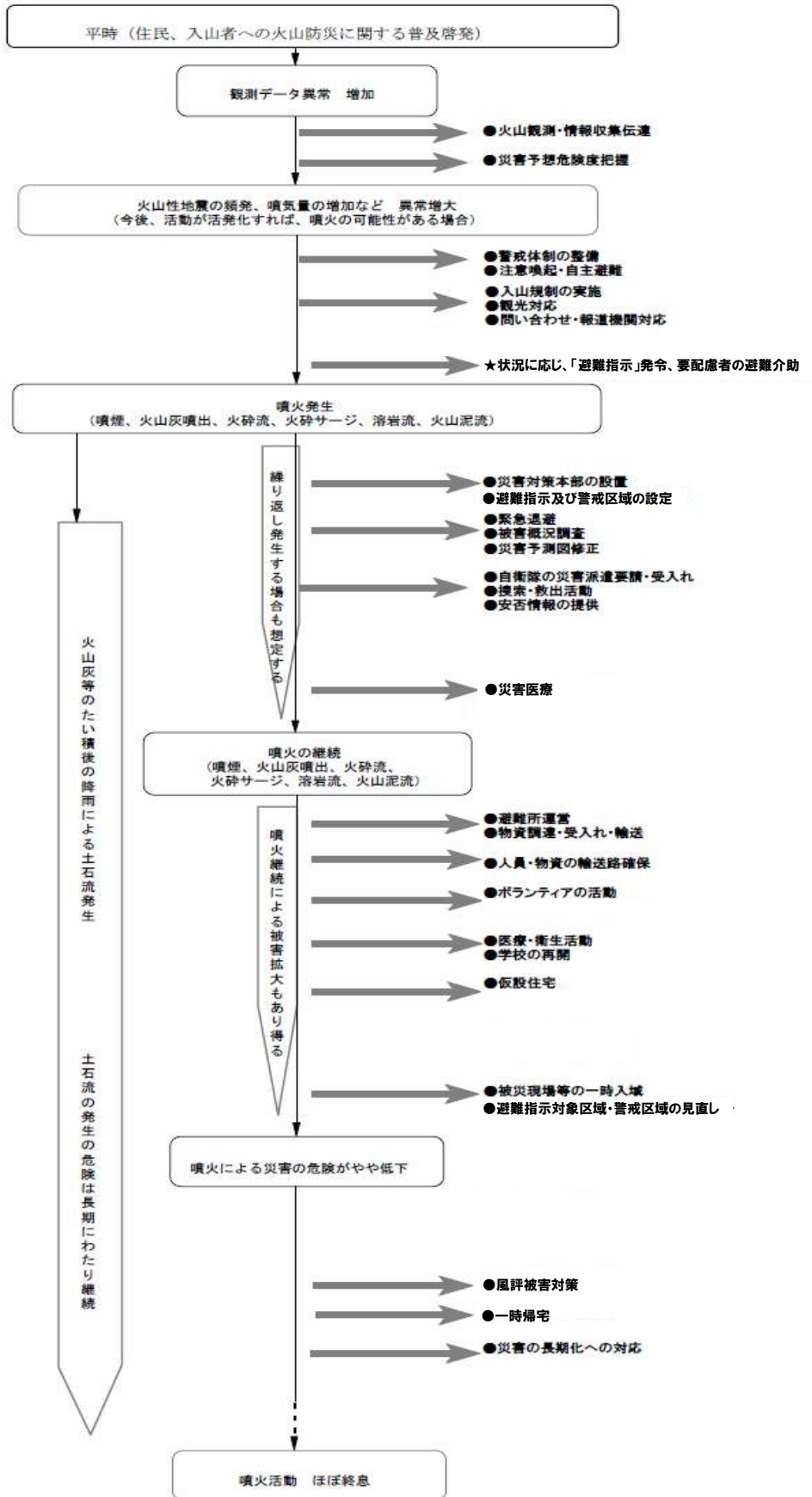
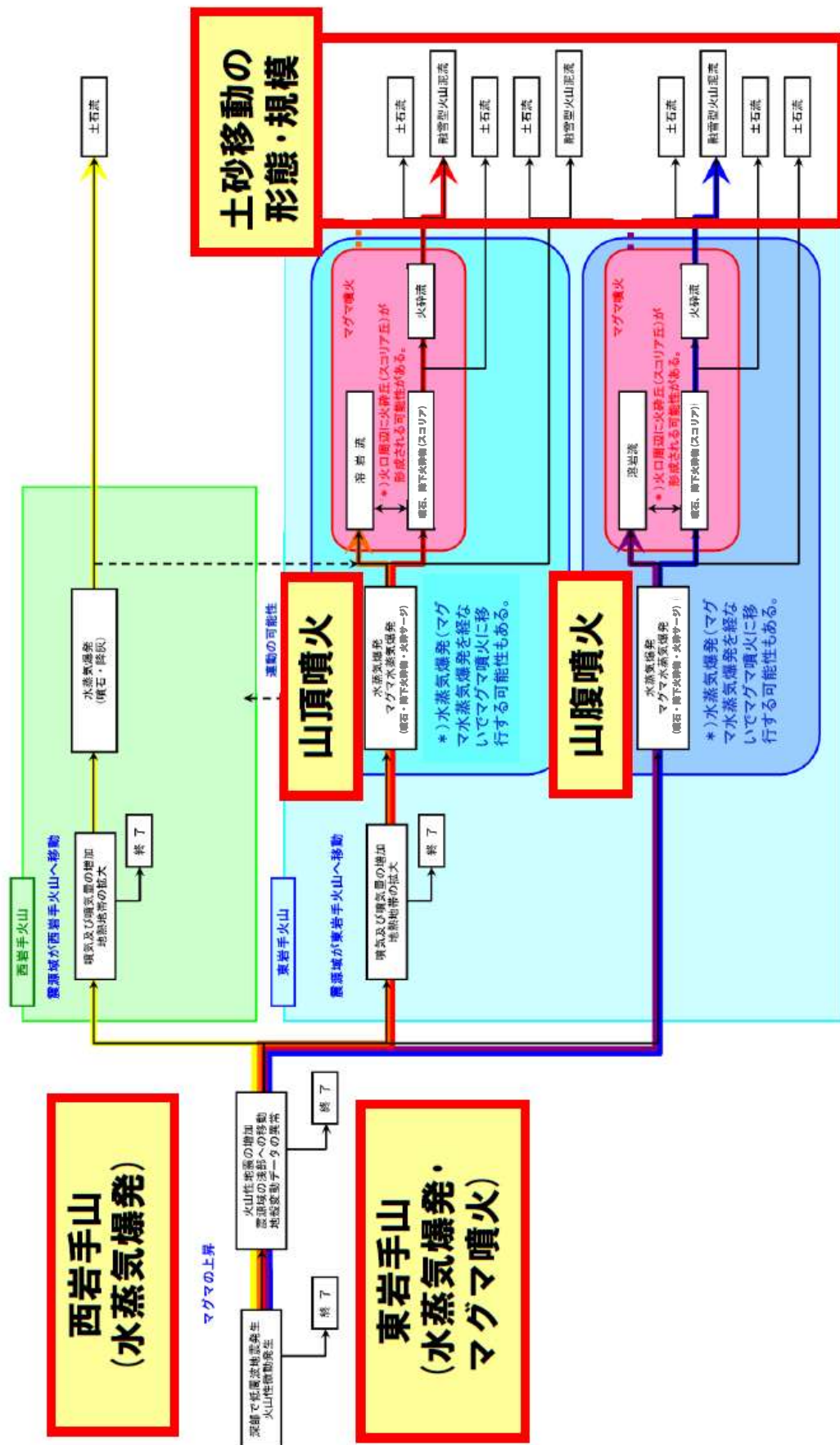


図 1-2 岩手山の仮想噴火シナリオ（避難計画に対応）



出典：H22岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画

図 1-3 岩手山の噴火現象に基づく体系図

7 噴火警戒レベル

気象庁では、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と関係機関や住民等のとるべき防災対応を5段階に区分し、「活火山であることに留意」、「火口周辺規制」、「入山規制」、「高齢者等避難」、「避難」のキーワードを付して発表する岩手山の噴火警戒レベルを作成し、運用している。

表 1-6 岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒(居住地域)又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出。 火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下。 噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難、住民の避難の準備等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 【過去事例】 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出(焼走り熔岩流)。 熱しい地震活動、有感地震の多発、住民避難。
警戒	噴火警戒(火口周辺)又は火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難の準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制)。 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1919年の噴火：西岩手山(大地獄谷)で噴火、噴石は脇の登山道に飛散。 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注2) 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

8 避難の基本的な方針

(1) 避難及び立入規制の対象範囲

噴火時等の避難は、住民及び登山者・観光客等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することが基本である。

岩手山においては、火山地域特性、想定されている火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、噴火警戒レベルにおける避難及び立入規制の対象範囲を次のとおりとする。

表 1-7 噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象 市町	留意事項
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○火砕流・火砕サージ 東想定火口から概ね 5km ○融雪型火山泥流 想定される影響範囲	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町	①居住地域内に被害が予想される区域が存在。 ②火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が想定される範囲に立入規制や避難指示等を発令。
レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 東想定火口から概ね 4km 西想定火口から概ね 2km	八幡平市 滝沢市 雫石町	①「特別に被害が予想される区域(施設)**」には高齢者等避難を発令。 ②登山道の入口を越えた影響範囲に立入規制を実施。
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及び)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 東想定火口から概ね 2km* 西想定火口から概ね 2km	八幡平市 滝沢市 雫石町	噴火警戒レベル2は火口周辺規制であるが、大きな噴石の影響範囲に退避場所等がないことから、登山道の立入規制とする。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及び)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。)		
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。			

※ 噴火シナリオによる水蒸気噴火について、西岩手と同等の影響範囲を想定。

※※ 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

(2) 避難対象者と避難対象地域

火山噴火時には、大きな噴石の落下、火砕流・火砕サージの流下や溶岩の流出等により、広範囲にわたり、住民及び登山者・観光客等の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。

また、噴火警戒レベルが上がった際に、火口周辺に多数の登山者・観光客等がいる可能性もある。

したがって、迅速かつ的確な火山情報の伝達と避難対策を講じ、住民及び登山者・観光客等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

ア 避難対象地区の概要

計画策定時点における避難対象地区及びその地域の居住人口は、次のとおりである。

ただし、地区全体が規制区域に含まれているわけではなく、ここで挙げる人口及び要支援者数全てが、避難対象となるわけではないので留意すること。

表 1-8 噴火警戒レベル 4 以上における避難対象地区と居住者数 (令和 6 年 12 月 31 日現在)

市町名	地区数	人口	避難行動要支援者数	備考
盛岡市	55地区	約24,500人	約790人	
八幡平市	16地区	約5,800人	約800人	
滝沢市	14地区	約20,900人	約500人	
雫石町	8地区	約1,400人	26人	
合計	93区	約52,600人	約2,116人	

なお、噴火警戒レベル 4 及び 5 における避難対象地区と避難対象者数の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 6～19に掲載。

イ 岩手山周辺の登山者・観光客等の概要

規制区域内及び付近にある主な観光施設やエリア等は、以下のとおりである。施設を利用する観光客等に加え、登山者等も避難対象者となる。

岩手山の登山者数、及び周辺の観光施設利用者数は次のとおりである。

表 1-9 岩手山周辺の登山者・観光客数 (令和 6 年 12 月 31 日現在)

登山道	登山者の人数	観光施設等	観光客等の人数
焼走り	最大約120人* (日均約0～38人)	八幡平リゾート パノラマスキー場	1日平均 約320人
上坊	最大約18人* (日均約0～6人)	焼走り国際交流村	1日平均 約132人
七滝	最大約48人* (日均約0～15人)	八幡平温泉郷	1日平均 約440人
松川	最大約12人* (日均約0～4人)	松川温泉	1日平均 約51人
馬返し	最大約3,996人* (日均約0～133人)	いこいの村岩手	1日平均 約42人
御神坂	最大約30人* (日均約0～10人)	馬返しキャンプ場	1日平均 約1人
網張	最大約50人* (日均約0～11人)	相の沢キャンプ場	1日平均 約10人
		岩手山南麓エリア***	1日平均 約850人
計	最大約4,274人* (日均約0～217人)	計	1日平均 約1,846人

※ 月別の1日最大利用者数のうち、「最大」は平成28年度の各月の記録で最大人数のもの(1日最大利用者数の最大値)を指す。「平均」は、平成28年度の各月の利用者数を平均した数値について、平均値の幅を示したものである。

※※ 岩手山南麓エリアは、岩手高原スノーパーク、網張温泉スキー場、休暇村岩手網張温泉、休暇村岩手網張温泉温泉館、網張ビジターセンター、網張温泉ありね山荘、岩手山登山客数を集計したものの。

(3) 住民及び登山者・観光客等に対する避難対応

市町は、避難行動対応を的確に実施するため、噴火警戒レベルの段階に応じた基本的な対応を以下のとおり定める。

なお、市町長は、避難に関する具体的な対応について、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する助言を受け、市町長に対して避難に関する具体的な対応について助言する。

ア 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）時の避難対応

(7) 警戒範囲における立入規制の実施

八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施するとともに、登山道への侵入を禁止する措置を行う。（入山禁止措置）

(イ) 下山（立入規制区域からの退避）

県、八幡平市、滝沢市、雫石町、警察及び消防等は、避難の呼び掛けを行い、登山者等の立入規制区域外への避難を促す。

イ 噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難対応

(7) 警戒範囲における立入規制の実施

八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施するとともに、登山道（一部市道）への侵入を禁止する措置を行う。（入山禁止措置）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

(イ) 特別に被害が予想される区域（施設）への対応

八幡平市及び滝沢市は、居住地域内でも被災する可能性が高い特別に被害が予想される区域（施設）に「高齢者等避難」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(ウ) 避難行動

八幡平市及び滝沢市は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

ウ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）時による避難対応

(7) 立入規制

市町は、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施する。（入山規制と一部居住地域への立入規制）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

(イ) 避難（立入規制区域からの退避）

県、八幡平市、警察及び消防等は、立入規制区域内の居住地域からの住民の避難を呼び掛け、速やかに立入規制区域外に退避させるとともに、八幡平市は指定避難所を開設する。

(ウ) 特別に被害が予想される区域（施設）への対応

八幡平市及び滝沢市は、居住地域内でも被災する可能性が高い特別に被害が予想される区

域（施設）に「避難指示」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(イ) 融雪型火山泥流による被害が予想される区域への対応

市町は、居住地域内で融雪型火山泥流による被害が予想される区域に「高齢者等避難」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(オ) 避難行動

市町は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

エ 噴火警戒レベル5（避難）時による避難対応

(ア) 立入規制

市町は、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施する。（入山規制と一部居住地域への立入規制の継続）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

なお、融雪型火山泥流による被害が予想される場合、必要に応じて対象区域に立入規制を実施する。

(イ) 避難（立入規制区域からの退避）

県、市町、警察及び消防等は、立入規制区域内の居住地域からの住民の避難を呼び掛け、速やかに立入規制区域外に退避させるとともに、市町は指定避難所を開設する。

(ウ) 融雪型火山泥流による被害が予想される区域への対応

市町は、居住地域内で融雪型火山泥流による被害が予想される区域に「避難指示」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(エ) 避難行動

市町は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

表 1-10 岩手山噴火警戒レベルに応じた避難対応（火口周辺）

レベル	岩手県	盛岡市・八幡平市 ・滝沢市・雫石町	関係機関 (国・警察・消防 等)
3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		
	<p>(登山者等向け) 【レベル2における対応と同じ。】</p> <p>(住民等向け) 【レベル2における対応と同じ。】</p> <p>(要配慮者向け) ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援</p>	<p>(登山者等向け) ・岩手山火口周辺に避難指示の発令（突発的な噴火の場合） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令</p> <p>(住民等向け) ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令</p> <p>(要配慮者向け) ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令</p>	<p>(登山者等向け) 【レベル2における対応と同じ。】</p> <p>(住民等向け) 【レベル2における対応と同じ。】</p> <p>盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制 (規制区域) ・岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制 ・【資料編】2 避難対象地区等を参照</p> <p>(規制等の措置) ・立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。</p>
2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		
	<p>(登山者等向け) ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ・報道機関への情報提供</p> <p>(住民等向け) ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供</p>	<p>(登山者等向け) ・関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知、登山者・観光客等への避難呼びかけ ・報道機関への情報提供</p> <p>(住民等向け) ・自治会等との情報伝達体制の構築 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・市町内全域への広報（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等）</p> <p>(要配慮者向け) ・避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</p>	<p>(登山者等向け) ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供</p> <p>(住民等向け) ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供</p> <p>盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制 (規制区域) ・岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制</p> <p>(規制等の措置) ・立入規制とともに、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。 ・噴火が発生した場合、登山者等の避難誘導を行うとともに関係機関への派遣要請を行い必要な救助活動を行う。</p>
1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。 噴気や火山ガス等の状況に応じて立入規制や注意喚起を実施		

表 1-11 岩手山噴火警戒レベルに応じた避難対応（居住地域）

レベル	岩手県	盛岡市・八幡平市 ・滝沢市・雫石町	関係機関 (国・警察・消防 等)
5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。		
	<p>(登山者等向け) 【レベル4における対応と同じ。】</p> <p>(住民等向け) 【レベル4における対応と同じ。】</p> <p>(要配慮者向け) 【レベル4における対応と同じ。】</p>	<p>(登山者等向け) ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令）</p> <p>(住民等向け) ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等） ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令）</p> <p>(要配慮者向け) ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）</p>	<p>(登山者等向け) 【レベル4における対応と同じ。】</p> <p>(住民等向け) 【レベル4における対応と同じ。】</p> <p>盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制 (規制区域) ・火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制（レベル4から継続） ・融雪型火山泥流による影響が予想される範囲への立入を規制 ・【資料編】2 避難対象地区等を参照</p> <p>(規制等の措置) ・八幡平市、滝沢市及び雫石町は、レベル4による立入規制を継続する。 ・市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される場合、その影響範囲に対して立入規制を実施する。 ・警察及び道路管理者と連携し、立入規制区域への通行規制を実施する。</p>
4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。		
	<p>(登山者等向け) 【レベル3における対応と同じ。】</p> <p>(住民等向け) 【レベル3における対応と同じ。】</p> <p>(要配慮者向け) 【レベル3における対応と同じ。】</p>	<p>(登山者等向け) ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への高齢者等避難の発令</p> <p>(住民等向け) ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して、避難指示の発令 ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への高齢者等避難の発令及び地区内住民への伝達 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（立入規制）</p> <p>(要配慮者向け) ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）</p>	<p>(登山者等向け) 【レベル3における対応と同じ。】</p> <p>(住民等向け) 【レベル3における対応と同じ。】</p> <p>盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制 (規制区域) ・火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制 ・【資料編】2 避難対象地区等を参照</p> <p>(規制等の措置) ・八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火砕流・火砕サージが予想される範囲の立入規制を行うとともに、警察及び道路管理者と連携し通行規制を実施する。</p>

(4) 要配慮者の避難対応

市町は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）の避難対応にあたっては、平時から福祉関係機関等との連携を図り、円滑な避難体制を構築するとともに、特に避難行動に必要な情報の把握が困難、又は自らの行動等に制約のある避難行動要支援者については、高齢者等避難から避難後の生活までの各段階において、その家族、消防団や自主防災組織、要配慮者利用施設の管理者、関係団体等と協力してきめ細やかな支援策を講ずるものとする。

このため、県及び市町が定める地域防災計画の避難行動要支援者への支援等に関する規定に準じて適切に行うことができる体制を確立する。

(5) 孤立者等の避難対策

市町は、噴火により避難経路が閉ざされ、避難出来なくなった登山者、住民等がいる場合には、その状況を確認するとともに、速やかに警察や消防等へ救助要請を行うものとする。

市町は、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、県や警察等にヘリコプターの出動を要請する。

(6) 家畜等の避難

火山災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

(ア) 県は、市町その他の協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。

(イ) 市町は、県から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

第2章 事前対策

1 事前対策における関係機関

表 2-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
防災体制	○	○	○	○	○		○	○	○	
情報伝達体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難体制	○	○	○	○	○	○				○
救出救助体制	○		○	○	○					
防災啓発	○	○		○	○	○			○	○
防災訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

防災体制	噴火時等に、各機関が活動体制を確立することを指す。
情報伝達体制	「火山に関する情報の収集と整理」「関係機関との情報共有」「住民及び登山者等への避難に関する情報の周知」「異常現象等の報告」に関する体制を確立することを指す。
避難体制	「噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準」「指定緊急避難場所や指定避難所の指定」「避難経路の設定」「避難手段の確保」及びこれらの検討に関する助言等を行うことを指す。
救出救助体制	「救助に関する情報共有体制」「資機材等の配備体制」「医療体制」を確立することを指す。
防災啓発	住民及び登山者等に対し、火山の知識、噴火時等のリスク及び防災対応について周知することを指す。
防災訓練	噴火時等に、避難等の防災対応を円滑に行うための訓練を行うことを指す。

2 防災体制の構築

県、市町及び関係機関は、火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、住民等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、予め情報伝達体制、避難誘導体制を整備する。

特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるよう整備を行う。

(1) 国、県及び市町の防災体制

ア 災害対策本部等

県及び市町は、火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、岩手山の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、それぞれの判断に基づき、災害警戒本部、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置する。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は、次のとおりである。

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた防災体制【レベルが段階的に引き上げられた場合】

噴火警戒レベル	岩手県	盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町
1 (活火山であることに留意)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
2 (火口周辺規制)	情報連絡体制	情報連絡体制	情報連絡体制	情報連絡体制 [災害警戒本部]	準警戒体制
3 (入山規制)	災害特別 警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部 [災害警戒体制]
4 (高齢者等避難)	災害対策本部	災害対策本部 [警戒配備]	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部 [警戒配備体制]
5 (避難)	災害対策本部	災害対策本部 [非常配備]	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部 [非常配備体制]

※ 県及び市町の防災体制は、状況に応じて変更する場合がある。

イ 現地災害対策本部

- (ア) 県は、被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置する。
- (イ) 現地災害対策本部は、災害情報の収集や報告及び市町、関係機関との情報交換、連絡・調整等を実施する。

ウ 国の現地対策本部

国（内閣府）は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど、地方公共団体等との火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、噴火警戒レベル3に相当する火口周辺警報が発表された場合は「火山災害現地連絡室」を、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合は「緊急災害現地対策本部」、「非常災害現地対策本部」、「特定災害現地対策本部」又は「政府現地災害対策室」を設置する。

また、必要に応じて、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される「火山災害警戒合同会議」又は「火山災害対策合同会議」を開催する。

火山防災協議会の構成機関は、上記の合同会議が開催された場合、その会議に参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた防災体制

(囲み無し：国が開催、 囲み有り：国、関係自治体、火山専門家等が合同で開催)

警報	噴火警戒 レベル	現地の体制 (状況に応じて設置)	国の体制 (状況に応じて設置)
噴火警報 (特別警報)	レベル5 (避難)	緊急災害現地対策本部、非常災害 現地対策本部、特定災害現地 対策本部又は政府現地対策室 [火山災害対策合同会議] 又は[火山災害警戒合同会議]	緊急災害対策本部、非常災害 対策本部又は特定災害対 策本部
	レベル4 (高齢者等避難)		
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	火山災害現地連絡室	関係省庁災害警戒会議

(2) 噴火警戒レベルに応じた防災対応

県、市町及び関係機関は、噴火時等において、迅速に、また相互に調整の取れた防災対応が実施できるように、噴火警戒レベルに応じた活動や役割を整理し、平常時から相互の役割を共有する。

ア 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の対応概要

- (ア) 定例会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山に関する情報収集・共有（県、市町、関係機関）
- (エ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (オ) 地域防災計画（火山災害対策編）の改訂の検討（県、市町）
- (カ) 防災訓練の企画・実施（県、市町、関係機関）
- (キ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関） 等

イ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の対応概要

- (ア) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (エ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (オ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (カ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (キ) 登山者等の避難（県、市町、関係機関）
- (ク) 入山規制範囲の確認と規制の実施（県、市町）
- (ケ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関） 等

ウ 噴火警戒レベル3（入山規制）の対応概要

- (ア) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (エ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (オ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (カ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (キ) 住民・登山者等の避難（県、市町、関係機関）
- (ク) 入山規制範囲の確認と規制の実施（県、市町）
- (ケ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関）
- (コ) 一部の地区で高齢者等避難の発令（県、市町）
- (ク) 一部の避難所の開設（市町） 等

エ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の対応概要

- (ア) 国の火山災害対策合同会議への参加（県、市町、関係機関）
- (イ) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）

- (ウ) 検討会の開催（県）
- (エ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (オ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (カ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (キ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (ク) 住民等の避難（県、市町、関係機関）
- (ケ) 立入規制範囲の確認と規制の実施（県、市町、関係機関）
- (コ) 道路規制の実施（県、市町、関係機関）
- (ク) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関）
- (シ) 高齢者等避難の発令（県、市町）
- (ス) 一部の地区で避難の開始（県、市町、関係機関）
- (セ) 避難所の開設（市町） 等

オ 噴火警戒レベル5（避難）の対応概要

- (ア) 国の火山災害対策合同会議への参加（県、市町、関係機関）
- (イ) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (ウ) 検討会の開催（県）
- (エ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (オ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (カ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (キ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (ク) 立入規制範囲の確認と規制の実施（県、市町、関係機関）
- (ケ) 道路規制の実施（県、市町、関係機関）
- (コ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関）
- (ク) 避難指示の発令（県、市町）
- (シ) 避難所の運営（市町） 等

(3) 広域一時滞在の体制構築

市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、避難先が県内の市町村の場合は当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村の場合は県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで市町に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。

3 火山に関する予報・警報・情報

(1) 火山に関する予報・警報・情報

仙台管区気象台は、火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受けて異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表する。

表 2-4 火山に関する予報・警報・情報

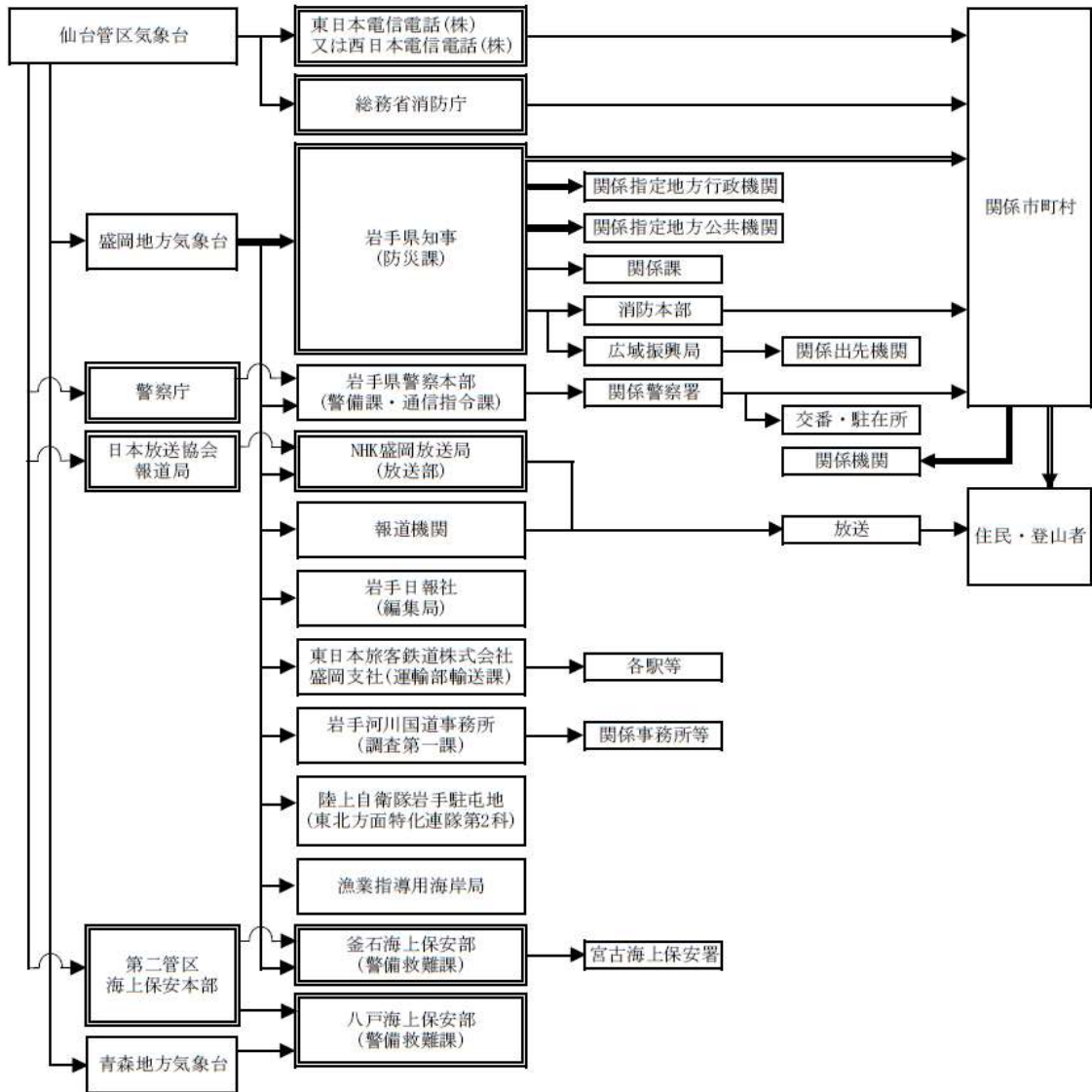
種類	内容
噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表。 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。
降灰予報(定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報(速報)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山(※)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>※降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。</p> <p>※降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p>
降灰予報(詳細)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山(※)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。 <p>※降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>※降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>※降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。</p>
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。

種類	内容
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。</p> <p>○火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以降、「臨時的解説情報」という。）を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>○火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</p>
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>

(2) 関係機関の情報伝達・共有

ア 噴火警報・予報等の情報伝達

仙台管区気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、以下のとおりである。
 なお、噴火警報等については、有識者等とも情報共有を図る。



(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。
- 3 二重線の経路は、
 - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等
 - ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

図 2-1 気象台からの噴火警報・予報等の情報伝達系統図

イ 登山者等への情報伝達体制の確保

市町は、メール、防災行政無線や山小屋に設置した広報設備及び防災行政無線等により、入山規制の実施や早期下山を確実に伝達するための手段を確保する。

また、県及び市町は、県内外から訪れる多くの登山者等に対し、ホームページや報道機関を通じた広報や多様な言語による情報伝達手段の検討を行うほか、観光事業者、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請して、観光施設での防災マップの配布や登山道への周知看板の設置など、観光拠点や主要駅等での広報を実施することにより、必要な情報を周知する。

ウ 住民への情報伝達体制の確保

市町は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民等への適切かつ速やかな情報伝達や広報を実施する手段を確保する。

住民等が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報や避難指示をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、県、市町及び関係機関は、状況に応じた的確に情報伝達や広報を行う体制を整備する。

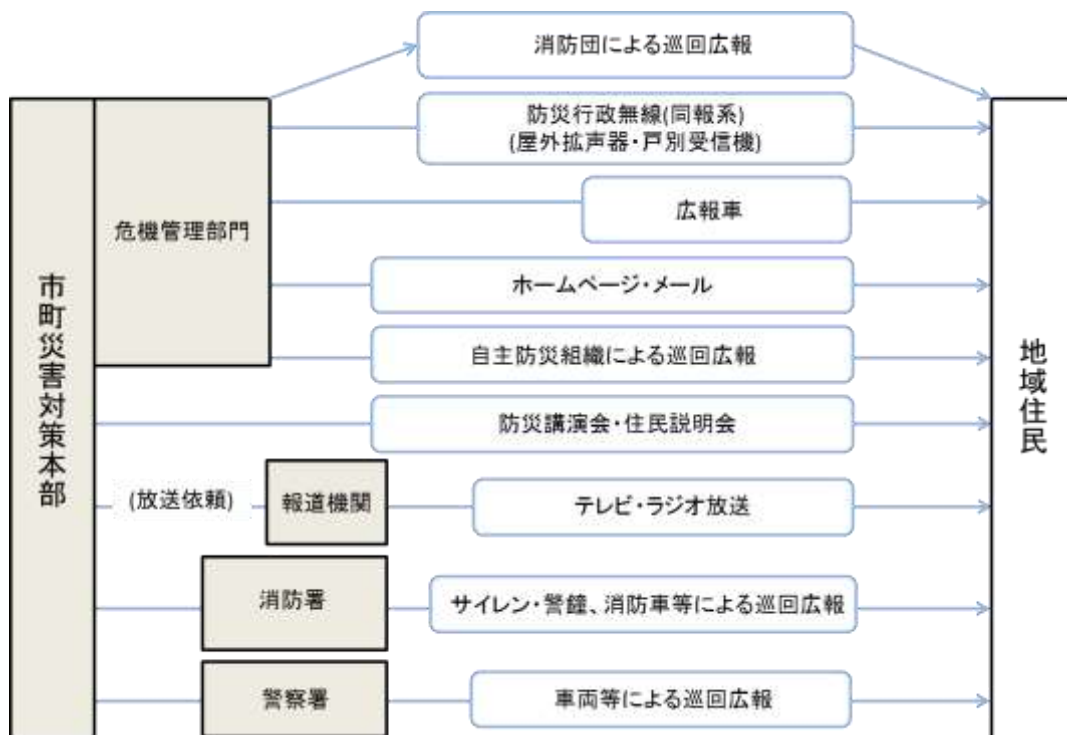


図 2-2 住民等への情報伝達系統図

エ 要配慮者への情報伝達体制の確保

市町は、避難の際に即座に対応することが困難である要配慮者に、メール、防災行政無線、広報車等を用いて、迅速・確実な情報伝達を実施するための手段を確保する。

また、社会福祉施設等の管理者に対し、避難指示等の情報を確実に伝達するための手段を確保する。

市町は、在宅の要配慮者に対し、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられることから、消防団や自主防災組織等を通じた個別の情報伝達支援を行うとともに、障がいの内容に応じたメディアを活用した情報伝達に努める。

オ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）での情報伝達に係る防災対応

県、市町及び関係機関の、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）における情報伝達に係る防災対応は、次のとおりである。

表 2-5 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
平常時（噴火警戒レベル1（活火山であることに留意））	
県	<p>（登山者等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページやメール等による火山情報、防災情報の発信 道路情報板等による道路利用者への情報提供 観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 報道機関への情報提供 <p>（住民等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等による火山情報、防災情報を発信 教育委員会や火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 <p>（要配慮者向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 助言にあたって関係機関との調整を支援
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<p>（登山者等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報の周知 報道機関への情報提供 <p>（住民向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会等との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 住民への周知（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） 消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報、避難計画等の周知、講習会の開催 教育委員会や火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 <p>（要配慮者向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の名簿等の作成 避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） 自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<p>（登山者等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 報道機関への情報提供 <p>（住民等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信

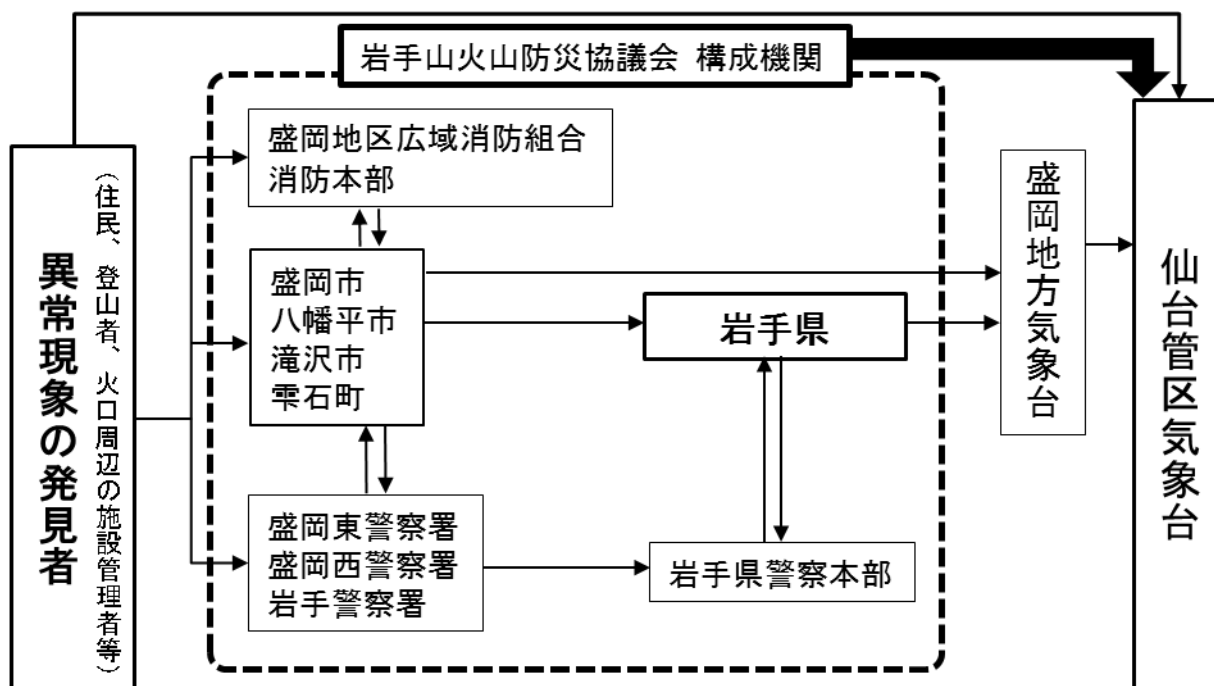
(3) 異常現象等の報告等

市町及び関係機関は、登山者等からの、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の通報体制や、関係機関への情報伝達体制を構築するとともに、必要に応じて、避難の誘導、入山規制等の措置を講じる。

ア 通報体制

住民や登山者及び観光施設等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の、通報体制は次のとおりとする。

県、市町及び関係機関は、異常現象が発見された場合、電話連絡で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会や検討会を開催するものとする。



- ・ 黒矢印は災害対策基本法第54条による情報の伝達系統。県及び市町は関係機関へ情報伝達を行う。
- ・ 岩手山火山防災協議会構成機関は、火山噴火に関する異常現象を発見した場合や異常現象の通報を受けた場合は、災害対策基本法第54条とは別に、仙台管区気象台に直接連絡することができる（火口周辺の施設管理者等も同様）。

図 2-3 住民等からの通報体制系統図

イ 異常現象の通報事項

登山者等が、通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

市町、警察及び消防は、登山者等から通報があった際は、発生場所（発見場所）について正確な情報を把握するよう努める。

表 2-6 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・大きな噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	山頂付近での有感地震及び揺れ
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発
○その他	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

ウ 異常現象の調査と速報

市町、警察及び消防は、登山者等からの通報後、直ちに現場を確認し、次の内容をそれぞれの通報体制にしたがって速報する。

盛岡地方気象台から連絡を受けた仙台管区気象台は、必要に応じて火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

【速報の内容】

- 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- 発生場所（どの火口で確認されたか）
- 発生による影響（住民、登山者、動植物、施設等への影響）

4 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

市町は、気象庁から噴火警報が発表され、噴火により被害が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合の、警戒区域の設定による立入規制や避難指示等発令のための目安を以下のとおり定める。

なお、市町長は、警戒区域（立入規制区域）の設定や避難指示等の発令等を行うにあたって、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況等に関する学術的助言を受け、市町長に対して設定や発令等について助言する。

ア 立入規制（災対法第 63 条）の基準

市町長は、噴火警戒レベルに合わせて警戒区域（立入規制区域）を設定し、住民、登山者等を区域内から退去するよう命じることができる。

イ 高齢者等避難の発令の基準

市町長は、噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合、「高齢者等避難」を、規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が避難を希望する場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

ウ 避難指示等発令（災対法第 60 条）の基準

市町長は、噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、「避難指示」を、規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が自主的に避難した場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

(2) 避難時の関係機関の役割

県、市町及び関係機関の、避難時における役割は次のとおりであり、それぞれ必要な体制、資機材等を整備する。

表 2-7 住民及び登山者等の避難における関係機関の役割

機関	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ○知事は、災害の発生により市町がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示等に関する措置の全部、又は一部を当該市町長に代わって実施する。 ○市町を通じて要配慮者の被災状況、避難状況等を把握する。 ○関係部局と連携し、要配慮者が保健医療や福祉サービスが受けられるよう、市町を支援する。 ○市町の行う関係機関・団体との連携を支援し、社会福祉施設等への要配慮者の入所の調整を行う。 ○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。 ○避難行動要支援者の搬送体制（搬送手段）を確保する。 ○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導を行う。 ○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。

機関	役割
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<ul style="list-style-type: none"> ○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、住民及び登山者等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市町長は、地元警察署長と連絡の上、住民及び登山者等に対して、避難のための立退きの指示等を行う。また、必要に応じて、避難のための立退き先を定めて指示等を行う。この場合、市町長は速やかに県に報告する。 ○火山災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ○避難の指示等を発令した場合、地元警察署、消防本部等の協力を得て、指定避難所に誘導する。この場合、市町は避難所に職員を派遣するか、又は避難所の管理責任者と連絡を密にして避難所開設を円滑に行い、その適正な運営を図る。 ○避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。 ○避難所を開設したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。 ○避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・災害時要援護者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、予め社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。 ○指定した福祉避難所の所在地等については、県に報告する。 ○福祉避難所を開設したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。 ○要配慮者に対する避難行動要支援者名簿に基づく、速やかな安否確認を実施する。 ○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。 ○地域住民や民生委員・児童委員等の協力による要配慮者の避難所への速やかな避難誘導を行う。 ○聴覚障がいや視覚障がい、外国人に対応した情報伝達手段を確保する。 ○避難行動要支援者の搬送体制（搬送手段）を確保する。 ○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導、安否確認を行う。 ○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。 ○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、「岩手山モバイル登山システム」で届出を行っている登山者情報を関係機関で共有し、避難状況の確認を行う。
岩手県 警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ○危険が切迫した場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、警察官は直ちに市町長に通知する。 ○避難の指示等が出された場合には、市町に協力し、予め指定された避難所等へ避難誘導する。 ○避難路等の要所に誘導員を配置するなど避難誘導にあたる。また、夜間の場合は、照明資材を活用して安全な誘導に努める。 ○避難の指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。 ○避難行動要支援者を把握し、自治体等や地域住民と連携した安否確認・救助活動を実施する。 ○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、登山計画書（届）を速やかに回収するとともに、登山者情報を関係機関で共有し、避難状況の確認を行う。
盛岡地区 広域消防 組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ○危険が切迫した場合において、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市町長から要求のあったときは、消防職員が居住者等に避難の指示を行う。この場合、消防職員は直ちに市町長に通知する。 ○避難の指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。 ○避難行動要支援者を把握し、自治体等や地域住民と連携した安否確認・救助活動を実施する。 ○避難指示等が発令された地域及び避難場所の出火を防止するため、巡回警戒及び火災予防広報を実施する。

(3) 指定緊急避難場所の指定

市町は、火山現象の影響を受けない所で、かつ、住民及び登山者等が短時間で避難が可能な場所を指定緊急避難場所に指定する。

なお、登山口から山頂までの間には指定緊急避難場所がないことから、県、市町及び関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

また、県及び市町は、噴火の際の緊急退避について住民及び登山者等に周知するよう努める。

なお、指定緊急避難場所の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 20～23に掲載。

(4) 指定避難所の指定

市町は、火山ハザードマップを踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定める。

また、避難対象地域の人口を試算し、施設として収容可能かどうかを確認するとともに、収容できない場合は近隣市町と協議のうえ、すべての避難者が避難できるよう予め定める。

表 2-8 指定避難所 (令和6年12月31日現在)

市 町 名	避難所数	収容人数	備考
盛岡市	13箇所	約2,200人	
八幡平市	11箇所	約8,800人	
滝沢市	13箇所	約7,400人	
雫石町	5箇所	約3,100人	
合 計	42箇所	約21,500人	

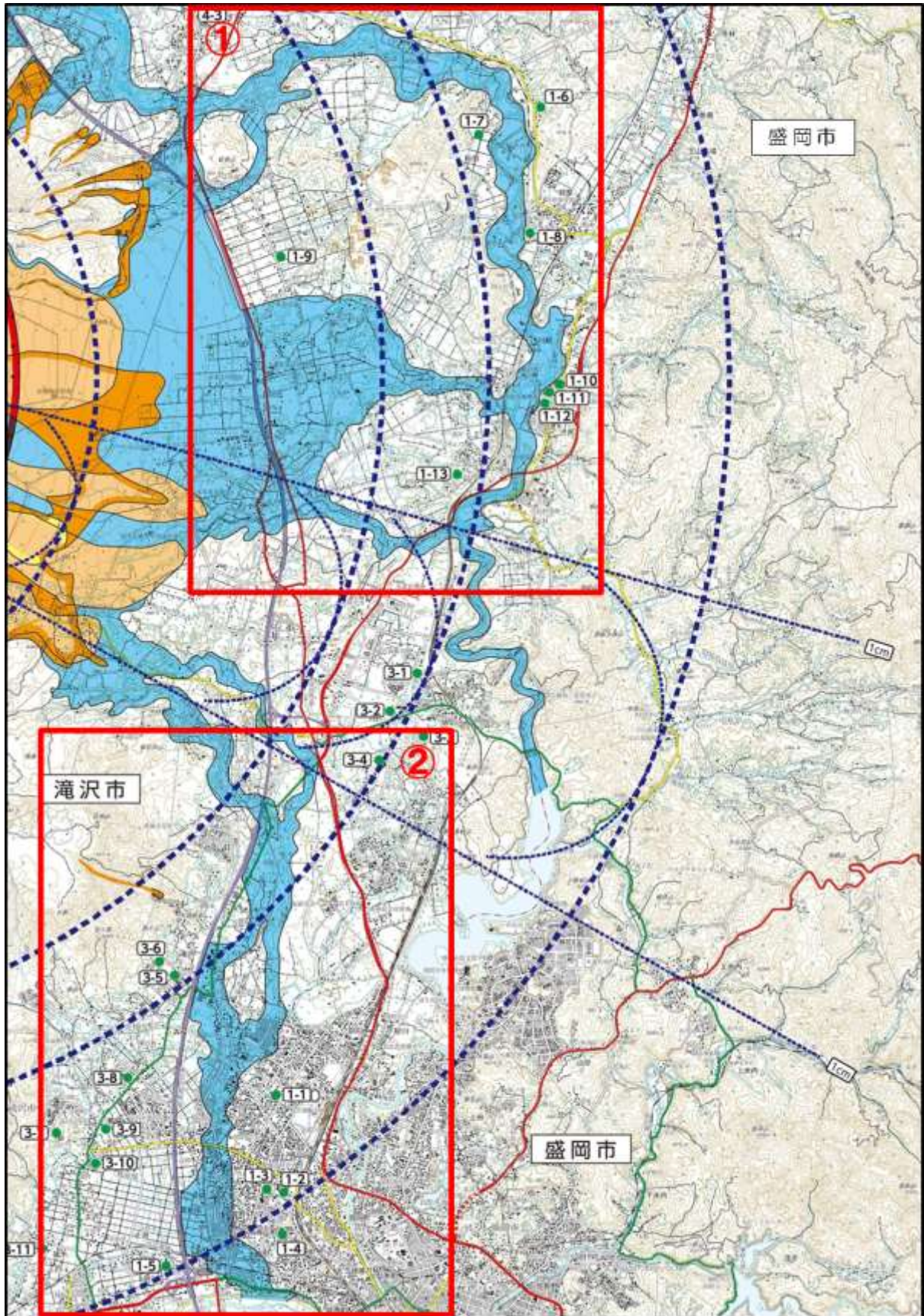
なお、指定避難所の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 24～27に掲載。

(5) 避難経路の設定

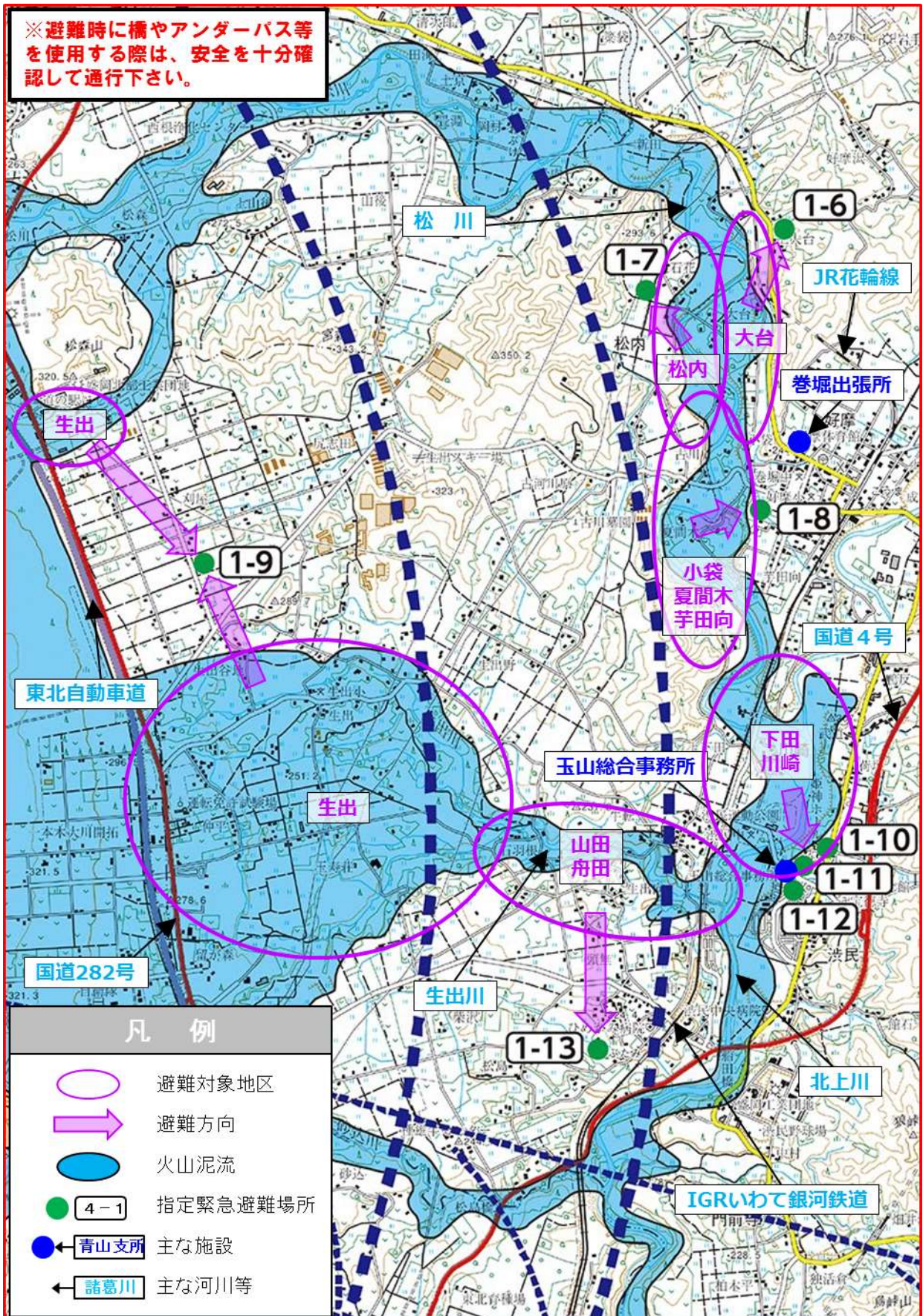
市町は、火山災害時に避難が必要になる地区ごとに避難経路を設定することとし、避難経路は、火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の影響範囲を可能な限り避けるよう設定する。

図 2-4 避難経路（盛岡市）

○ 盛岡市全体図



○ 盛岡市①



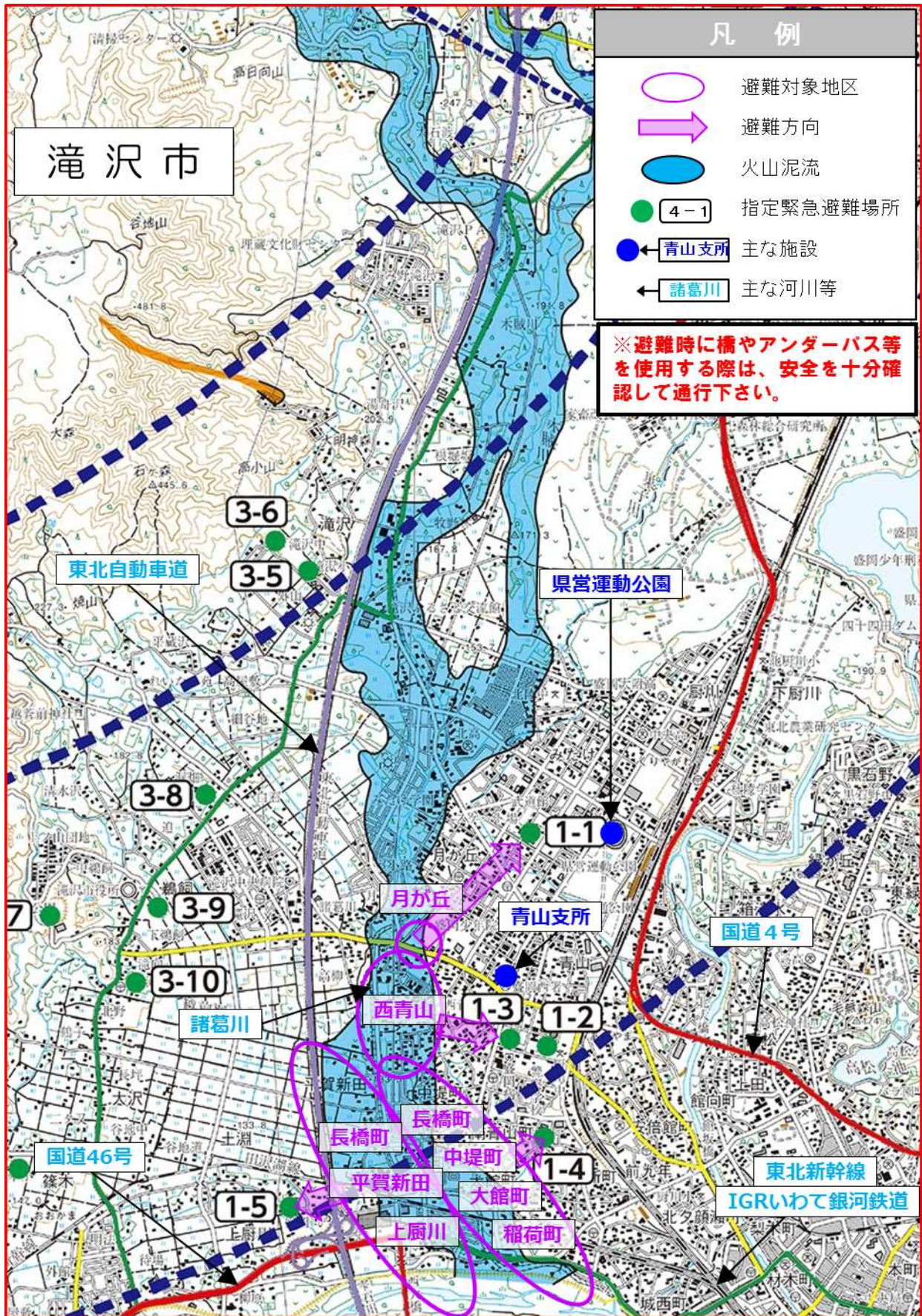
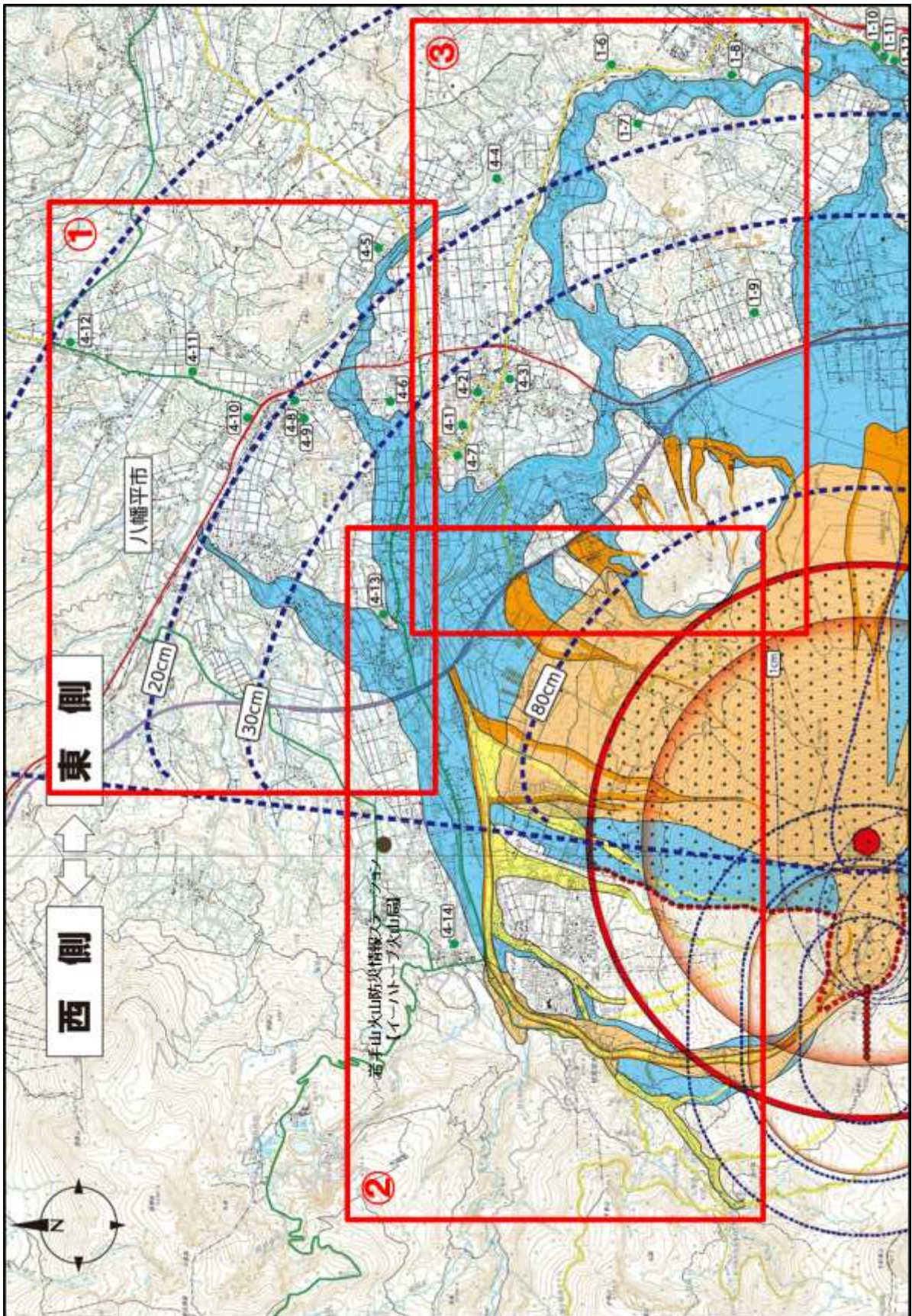
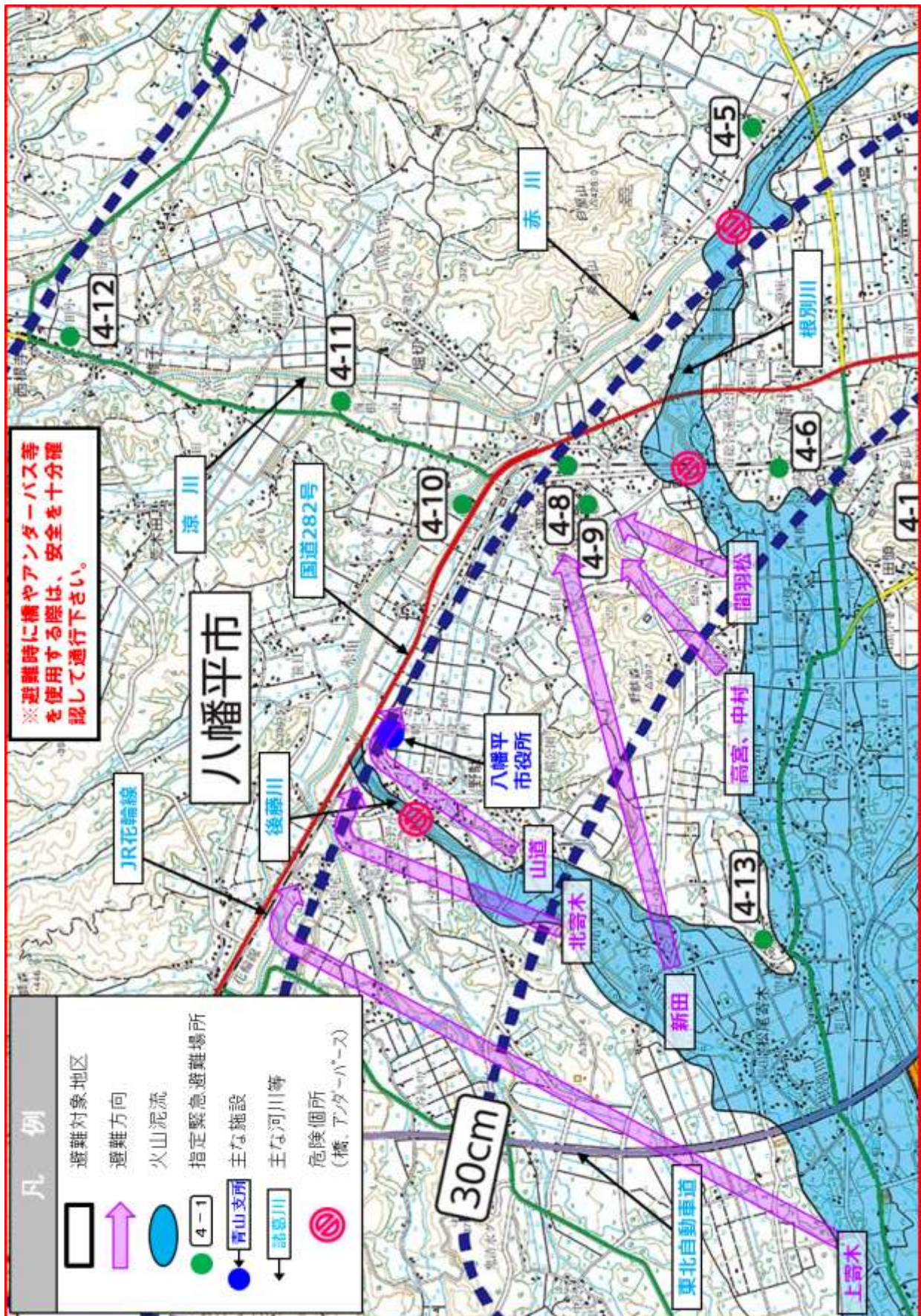


図 2-5 避難経路 (八幡平市)

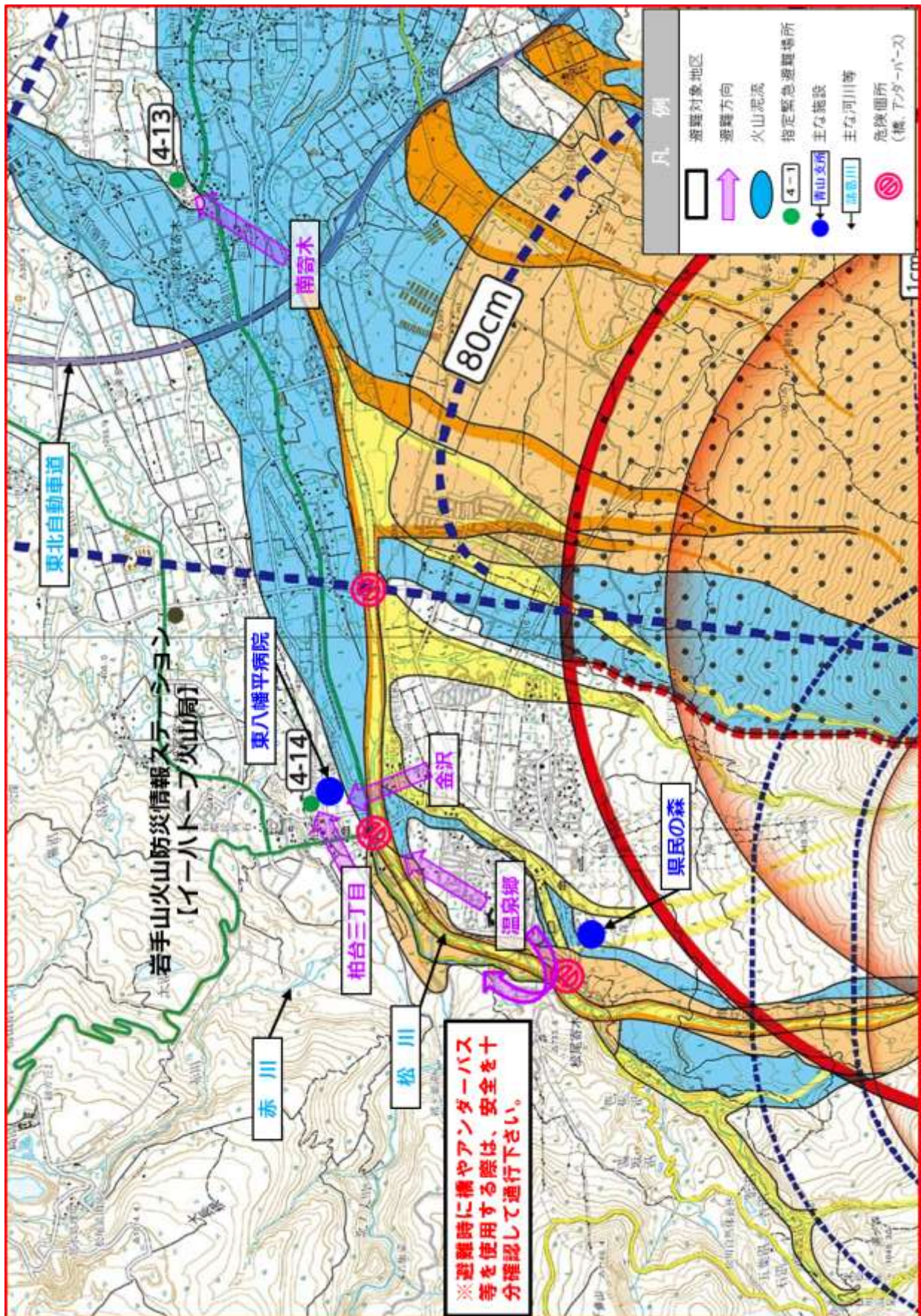
○ 八幡平市全体図



○ 八幡平市①



○ 八幡平市②



○ 八幡平市③

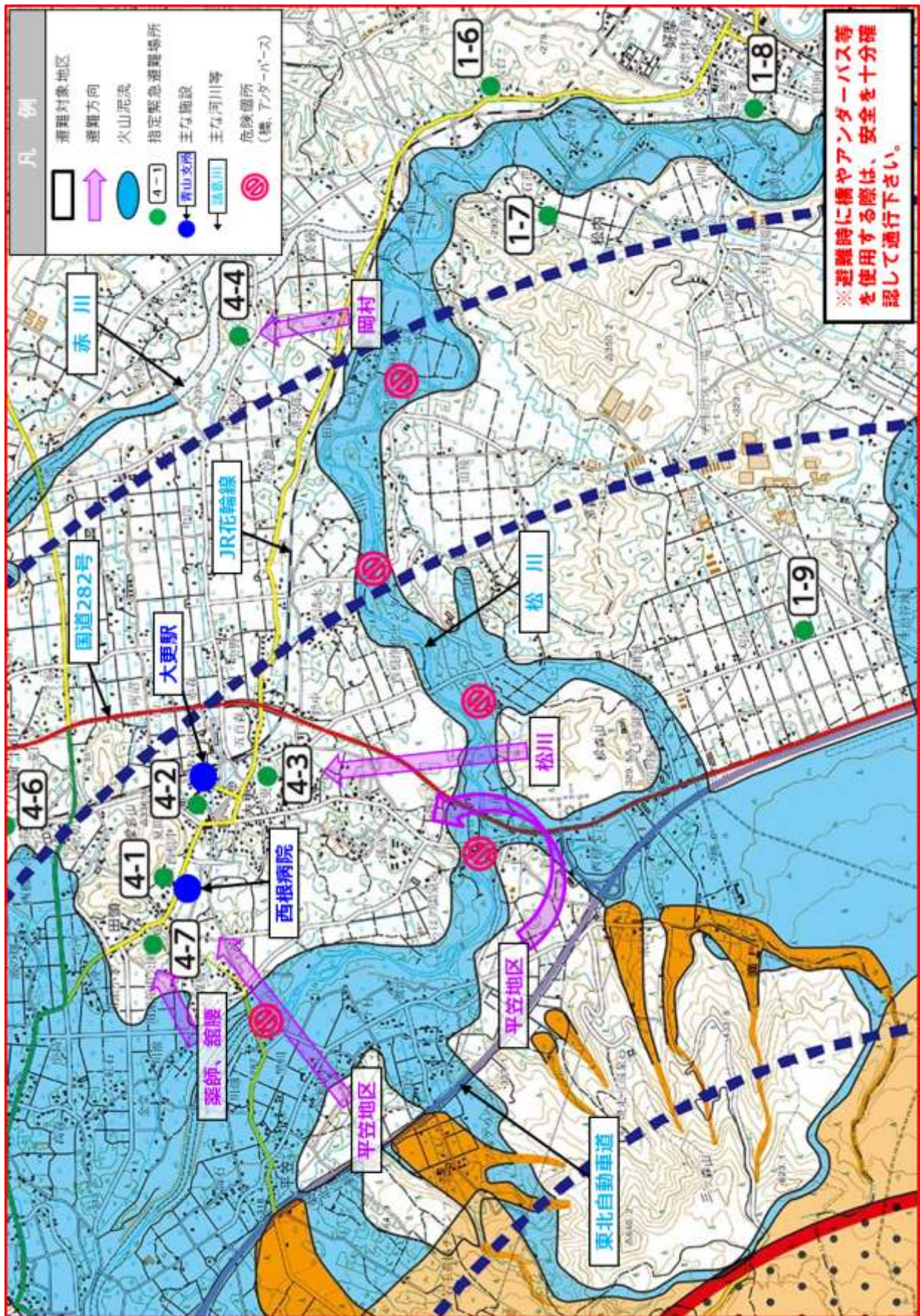
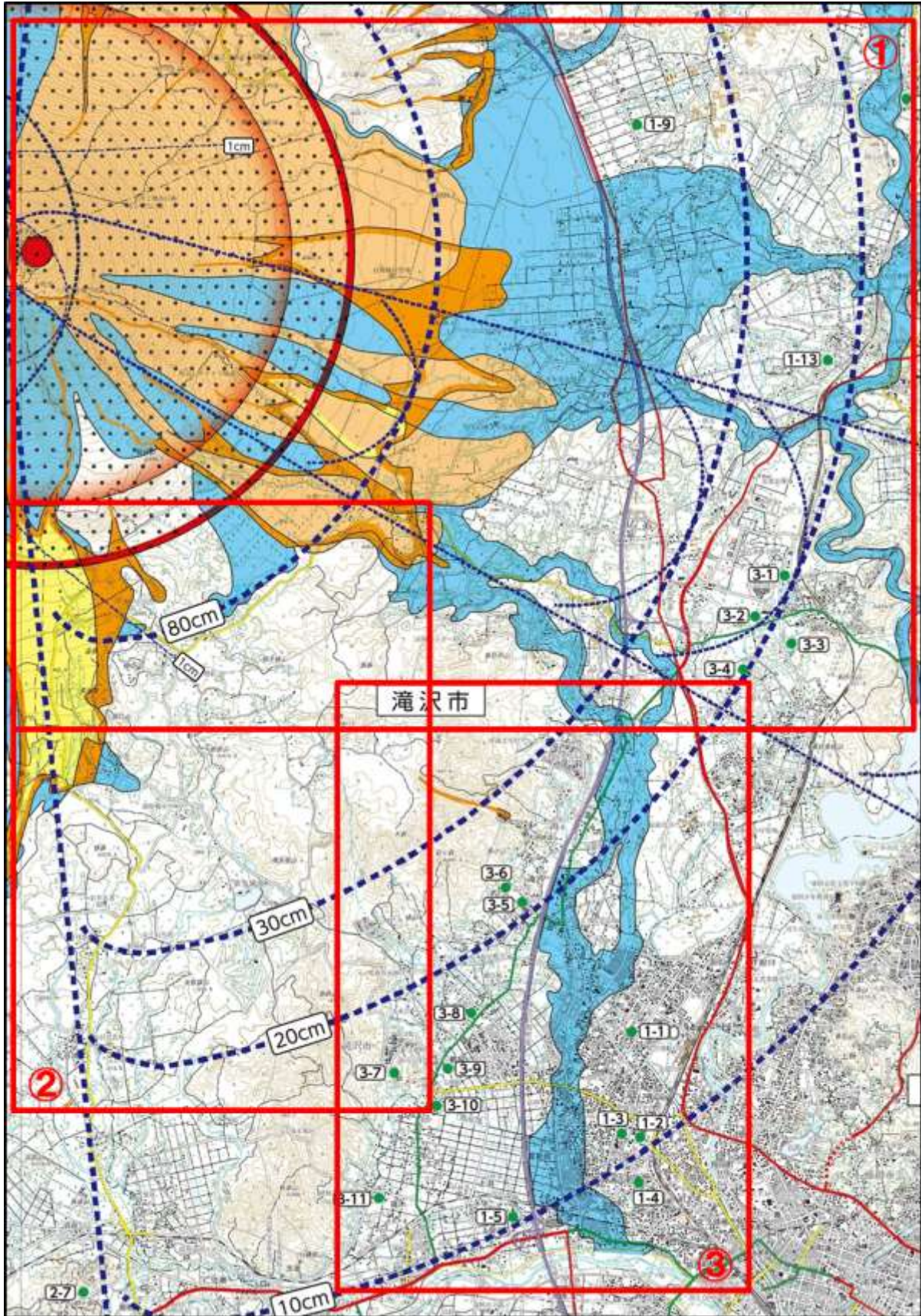
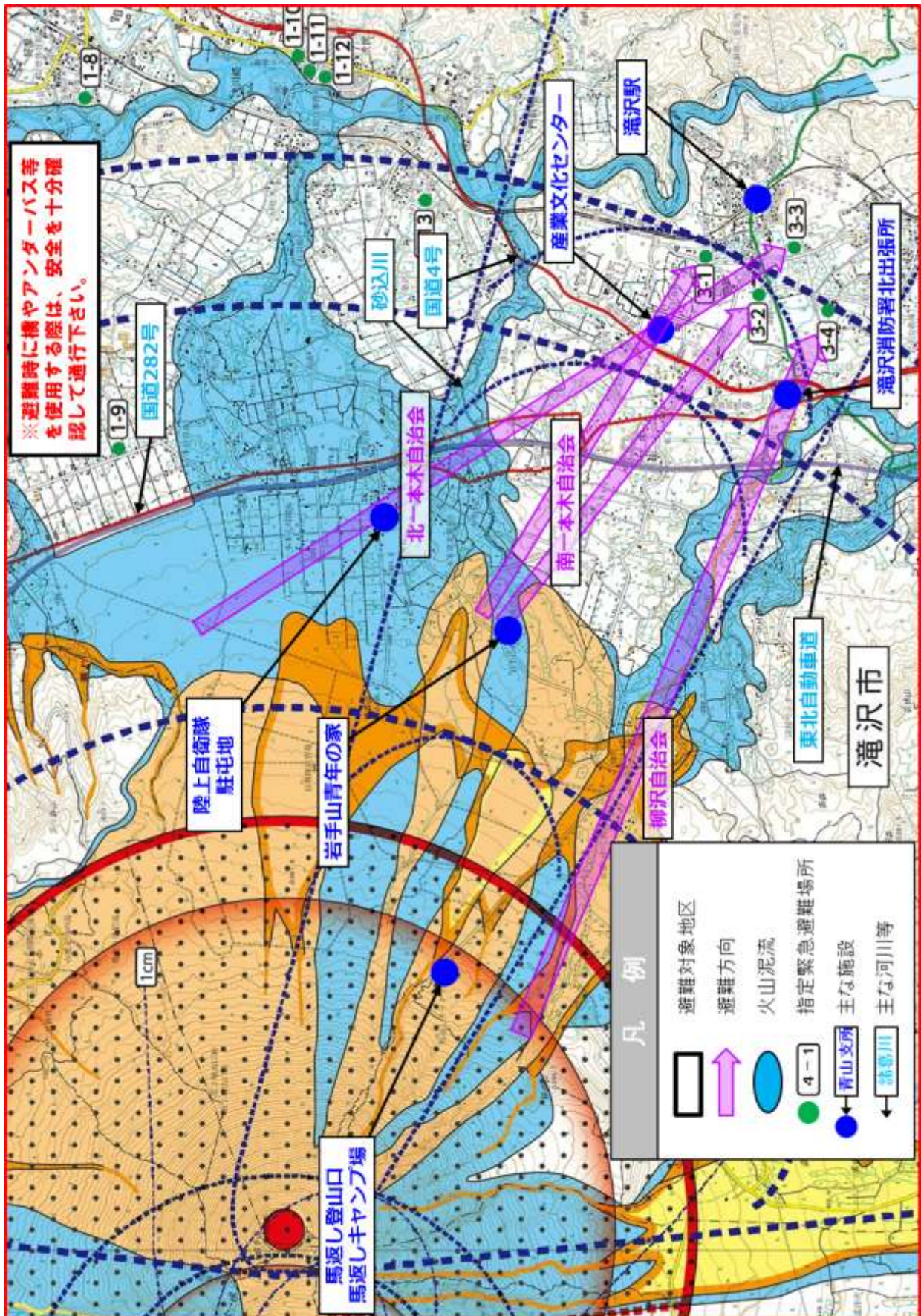


図 2-6 避難経路（滝沢市）

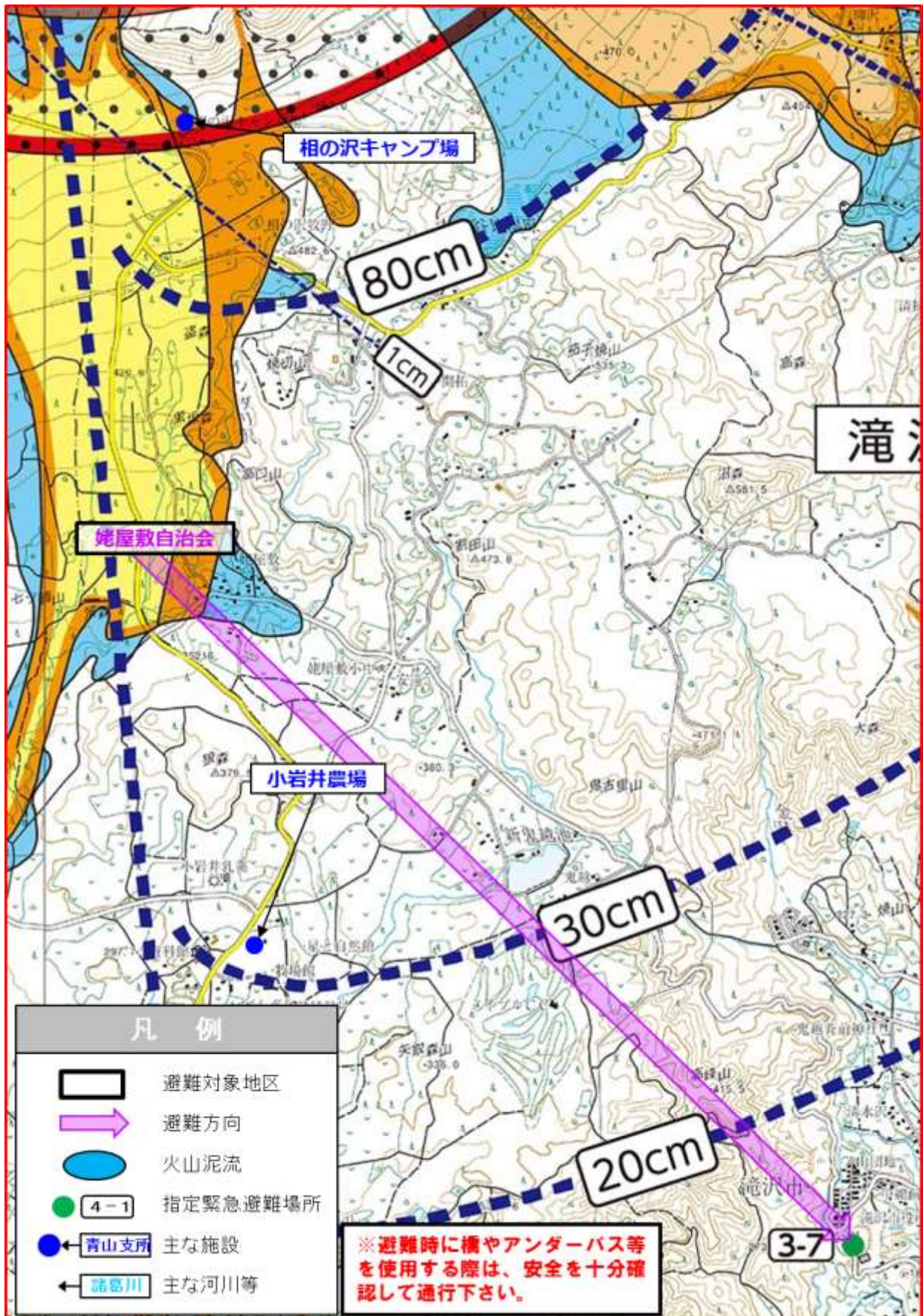
○ 滝沢市全体図



○ 滝沢市①



○ 滝沢市②



○ 滝沢市③

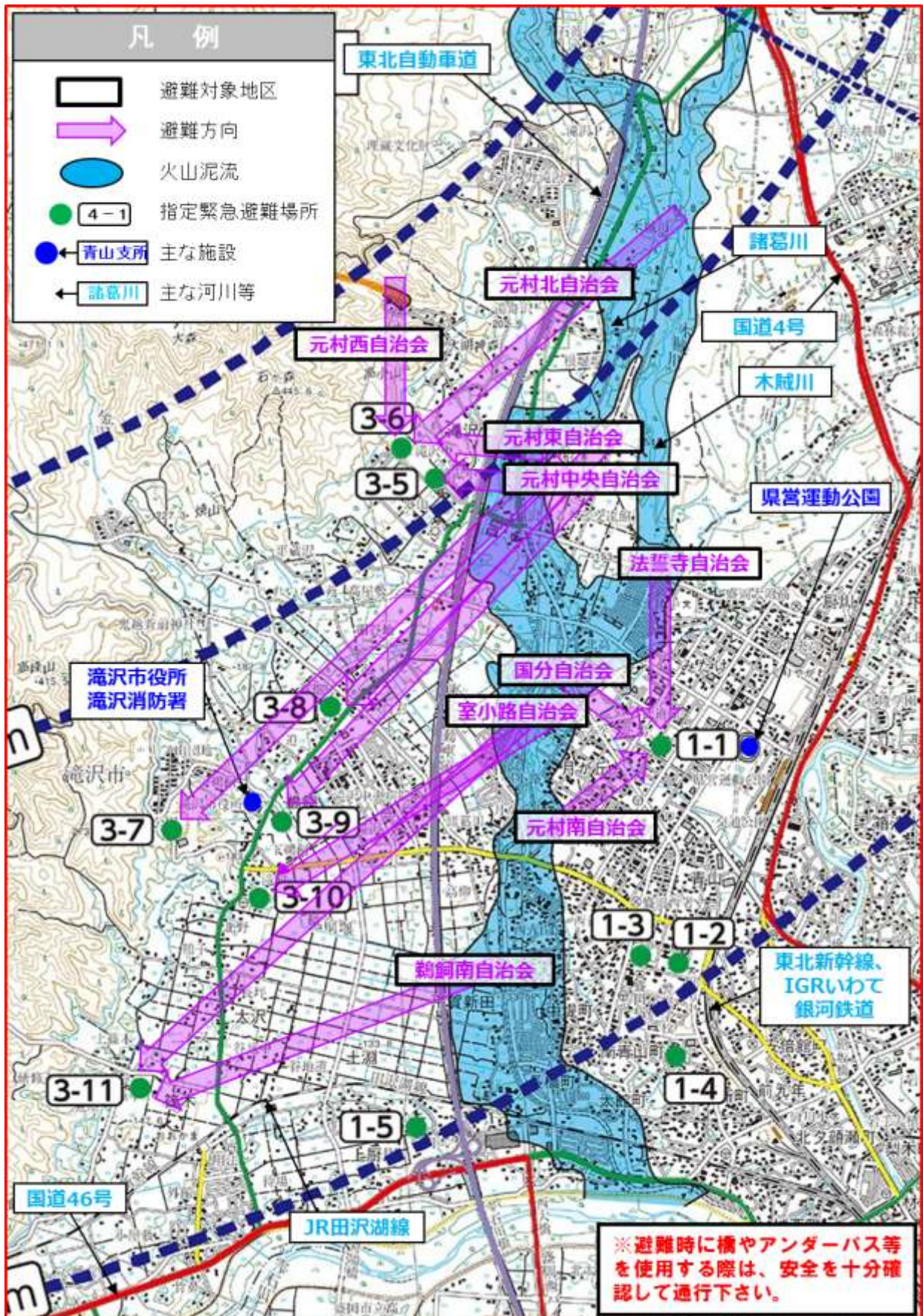
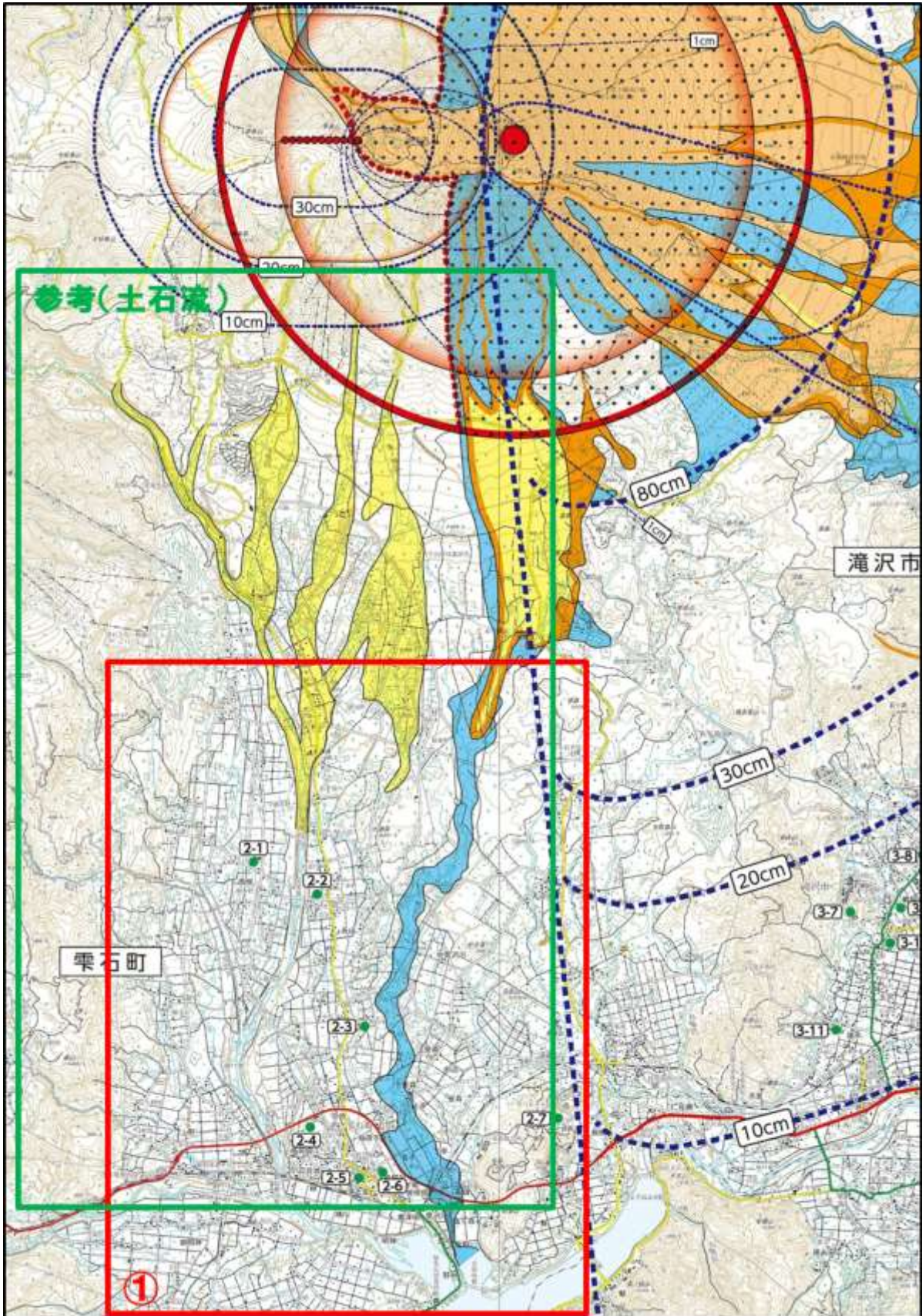
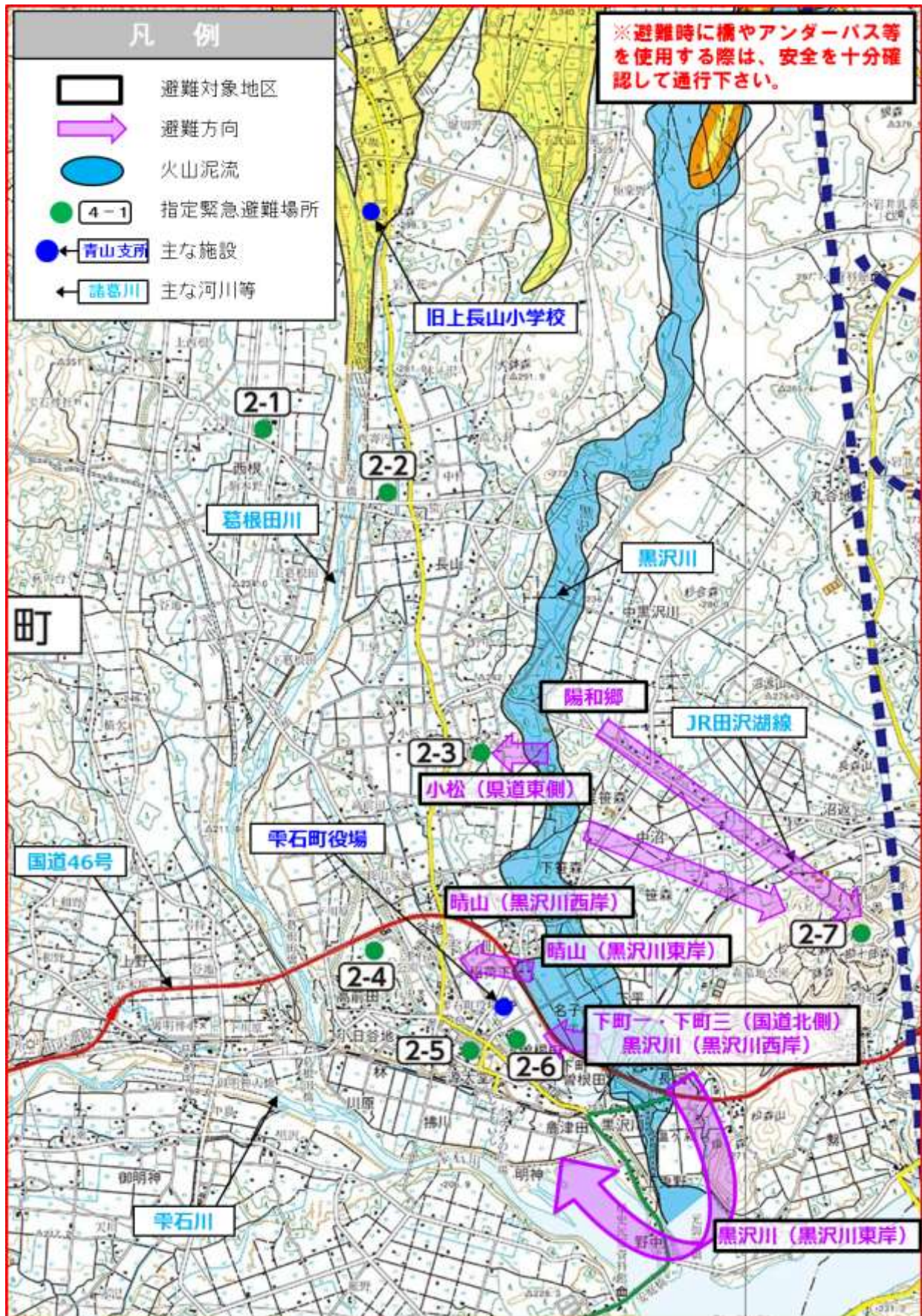


図 2-7 避難経路（雫石町）

○ 雫石町全体図



○ 栗石町①



○ 雫石町 (参考：土石流)

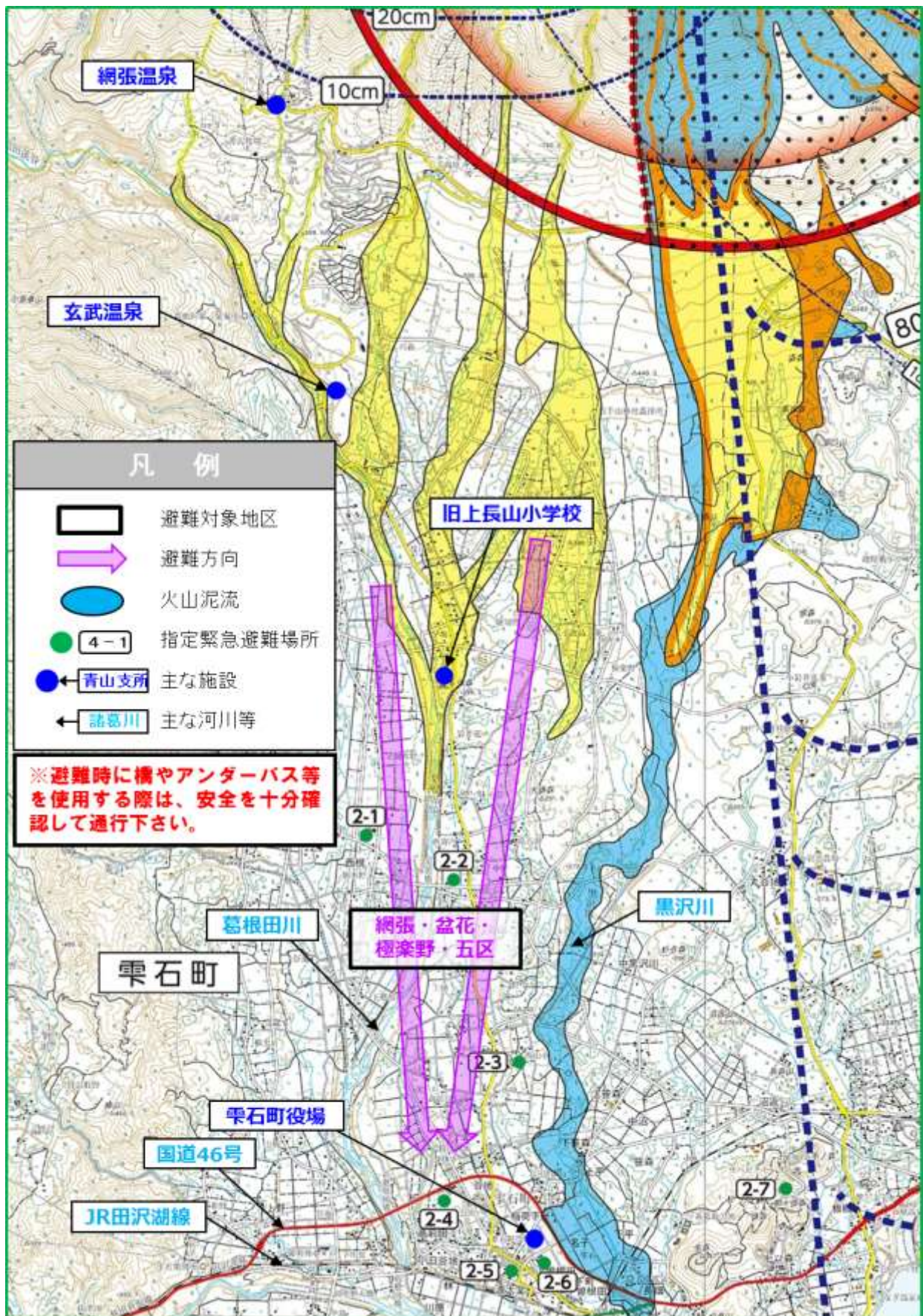


表 2-9 避難場所一覧と留意事項

1 盛岡市

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
1-1	城北小学校体育館	月が丘の一部 滝沢市国分・法誓寺・元村南自治会の一部	019-641-0187
1-2	厨川中学校体育館	西青山の一部	019-647-2253
1-3	青山小学校体育館	西青山の一部	019-647-0120
1-4	大新小学校体育館	長橋町・中堤町・大館町・稲荷町の一部	019-647-7531
1-5	土淵小・中学校体育館	長橋町・平賀新田・上厨川の一部	019-647-4740
1-6	大台地区コミュニティセンター	大台の一部	019-683-2116
1-7	松内地区コミュニティセンター	松内の一部	019-683-2116 019-682-0989
1-8	小袋地区コミュニティセンター	小袋・夏間木・芋田向の一部	019-683-2116
1-9	生出3地区コミュニティセンター	生出の一部	019-683-2116
1-10	渋民公民館【姫神ホール】	下田・川崎の一部	019-683-2354
1-11	渋民小学校体育館	下田・川崎の一部	019-683-2254
1-12	玉山総合福祉センター	下田・川崎の一部	019-683-2743
1-13	舟田2地区コミュニティセンター	山田・舟田の一部	019-683-2116

2 雫石町

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
2-1	旧西根小学校		019-693-2324
2-2	西山公民館		019-693-3321
2-3	西山小学校	小松(県道東側)	019-692-2224
2-4	町営体育館	網張、盆花、極楽野、五区、晴山 (黒沢川西岸)	019-692-5030
2-5	雫石小学校	黒沢川(黒沢川東岸)	019-692-2203
2-6	中央公民館	下町一(国道北側)、下町三(国道北側)、黒沢川(黒沢川西岸)	019-692-4181
2-7	七ツ森小学校	陽和郷、晴山(黒沢川東岸)	019-692-0571

3 滝沢市

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
3-1	東部体育館	南一本木自治会の一部	019-688-4872
3-2	滝沢第二中学校	南一本木自治会の一部	019-688-4907
3-3	滝沢東小学校	北一本木自治会の一部	019-688-6602
3-4	滝沢第二小学校	柳沢自治会の一部	019-688-4002
3-5	滝沢小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2314
3-6	滝沢中学校	元村北・元村東・元村西自治会の一部	019-684-1771
3-7	滝沢総合公園体育館	姥屋敷・元村中央自治会の一部	019-687-3311
3-8	鶴飼小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2004
3-9	ビッグライフ滝沢	元村中央自治会の一部	019-656-7811
3-10	滝沢南中学校	室小路自治会の一部	019-687-2021
3-11	篠木小学校	室小路・鶴飼南自治会の一部	019-687-2064

4 八幡平市

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
4-1	西根中学校	上平笠、中平笠、下平笠、南平笠	0195-76-3530
4-2	大更コミュニティセンター		0195-76-4069
4-3	大更小学校	松川	0195-76-2239
4-4	旧東大更小学校	岡村	0195-74-2111
4-5	旧渋川小学校		0195-74-2111
4-6	西根地区市民センター		0195-76-2111
4-7	田頭コミュニティセンター	薬師、館腰	0195-76-2521
4-8	平館コミュニティセンター	新田	0195-74-2040
4-9	平館高校	高宮、中村、間羽松、館腰の一部	0195-74-2610
4-10	平館小学校	上寄木、南寄木の一部	0195-74-2216
4-11	西根第一中学校	北寄木、山道	0195-74-2514
4-12	寺田小学校	八幡平温泉郷の一部 金沢の一部	0195-77-2323
4-13	寄木小学校	南寄木	0195-76-3498
4-14	柏台小学校	八幡平温泉郷、金沢、柏台三丁目	0195-78-2003

5 避難の際の留意事項

【避難の際の留意事項】

噴火が発生した場合、その影響により河川の氾濫が想定されることから、橋梁やアンダーパス等の使用には十分注意するとともに、危険な場合は反対方向へ避難すること。

(6) 避難手段の確保

県及び市町は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。

市町は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

県は、集団避難に必要な場合、J RやI G R等の活用についても検討し、調整を行う。

国土交通省は、適切な避難経路確保に向けた資機材等の準備を行うと共に、関係機関の要請など必要に応じて、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等の派遣に関する調整を行う。

※ 表 2-10 バス（輸送手段）保有機関一覧 (令和6年3月31日現在)

所管	所在地	連絡先	保有台数	備考
岩手県バス協会	盛岡市肴町 4-5	019-651-0680	—	
岩手県交通株	盛岡市盛岡駅前通 3-55	019-654-2141	29台	
岩手県北自動車株	盛岡市厨川一丁目 17-18	019-641-7711	44台	
J Rバス東北株盛岡支店	盛岡市盛岡駅前通 1-41	0570-000448	4台	
合 計			77台	

※ 保有台数は、一般貸切車両数であること。

5 救出救助体制の構築

県、市町及び関係機関は、火山災害時には、局地的に多数の救出救助を必要とする事象が発生することから、対応の遅れが避難行動や救出活動を困難にする事態に発展しかねないため、万全の初動体制を確立し、協力体制を確保した上で、迅速かつ的確な救出救助体制を構築する。

(1) 救出救助に関する関係機関の役割

救出救助における関係機関の役割は、次のとおりである。

表 2-11 住民及び登山者等の救出救助における関係機関の役割

機関	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な救出救助活動が展開されるよう、関係機関との調整を行い、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じて、発災後速やかに活動基準を作成し、救助部隊間で基準を共有する。 ○県の防災ヘリコプターによる情報収集や救助活動を行う。 ○救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療機関及び関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。 ○市町から応援を求められた場合に、以下の対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村長に対し応援を指示 ・自衛隊に対し、派遣を要請 ・緊急消防援助隊、他の都道府県、消防機関等所有のヘリコプターの派遣等の要請
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<ul style="list-style-type: none"> ○119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握して初動体制を整える。 ○災害後、多発すると予想される救急・救助要請に対して、予め定めた救急・救助計画に基づき組織的な対策をとる。 ○家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。 ○孤立化した地域における救助、救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認められた場合は、県に出動を要請する。
岩手県 警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ○救出救助は、他の活動に優先して行う。 ○救出した負傷者は、応急措置を施した後、応急救護所や医療機関に引継ぐ。 ○救出救助活動は、保有する資機材を有効に活用する。 ○関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救急・救助活動を実施する。 ○噴火により住民の避難経路が閉ざされた場合は、市町長の要請を受け、ヘリコプターを出動する。
盛岡地区 広域消防 組合消防 本部	<ul style="list-style-type: none"> ○消防長は、災害の状況を市町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。 ○災害に対応した救急・救助資機材を活用して、組織的な救出救助活動を行う。 ○救急・救助活動にあたっては、現地の行政機関、医療機関等と連携し、高度救急資機材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○噴火等の災害が発生、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認められたときは、知事からの要請を受け、災害派遣を行う。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○災害現場では必要に応じて応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。 ○応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い後方医療機関に搬送する。搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 ○救急・救助活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、防災機関との連携の上、実施する。

(2) 救助資機材等の確保

警察、消防、自衛隊は、救助活動等に必要となる資機材の確保・配備に努める。
 なお、火山噴火に係る主な救助資機材等は、以下のとおりである。

- 火山性ガス検知器
- 軽量救助担架
- ゾンデ棒（プローブ）
- バックパック
- ヘルメット
- デジタル温度計
- 防毒マスク
- スコップ（大・小）
- スパッツ（ゲイター）／ストック
- ドローン（無人ヘリ）
- ゴーグル
- 耐熱、耐衝撃性の高いグローブ

(3) 医療・救護体制の確立

県は、火山災害等により多数の傷病者が発生した場合、救急告示施設及び災害拠点病院と連携し、医療・救護体制を確立する。

岩手山周辺の救急告示施設及び災害拠点病院については、次のとおりである。

表 2-12 救急告示施設及び災害拠点病院 (令和4年10月1日現在)

所在地	病院名	住 所	連絡先	病床数	救急	地域	基幹
盛岡市	県立中央病院	上田 1-4-1	653-1151	685	○	○	
盛岡市	盛岡市立病院	本宮 5-15-1	635-0101	268	○		
盛岡市	盛岡赤十字病院	三本柳 6-1-1	637-3111	398	○		○
盛岡市	遠山病院	下ノ橋町 6-14	651-2111	70	○		
盛岡市	栃内病院	西仙北 1-15-7	681-3575	90	○		
盛岡市	高松病院	舘向町 4-8	624-2250	95	○		
盛岡市	内丸病院	本町通 1-12-7	654-5331	90	○		
盛岡市	荻野病院	本宮 1-6-12	636-0317	58	○		
盛岡市	盛岡つなぎ温泉病院	繋字尾入野 64-9	689-2101	170	○		
盛岡市	川久保病院	津志田 26-30-1	635-1305	120	○		
盛岡市	盛岡友愛病院	永井 12-10	638-2222	386	○		
盛岡市	八角病院	好摩字夏間木 70-190	682-0201	50	○		
盛岡市	松園第二病院	西松園 3-22-3	662-0100	89	○		
矢巾町	岩手医科大学付属 病院	医大通二丁目1番 1号	613-7111	1,000	○		○
八幡平市	八幡平市立病院	大更 25-328-1	0195-76-3111	60	○		
八幡平市	東八幡平病院	柏台 2-8-2	0195-78-2511	150	○		
滝沢市	栃内第二病院	大釜吉水 103-1	684-1111	144	○		
滝沢市	滝沢中央病院	鶴飼笹森 42-2	684-1151	86	○		
雫石町	鶯宿温泉病院	大字南畑 32-265	695-2321	88	○		

※ 救急：救急告示施設、地域：地域災害拠点病院、基幹：基幹災害拠点病院

(4) 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

県及び市町は、火山噴火時の救出・救助活動等について自衛隊に災害派遣要請を行うにあたり、予め以下の事項について定める。

ア 自衛隊災害派遣要請計画（噴火警戒レベル2～5）

(ア) 方針

県は、市町からの要請を受け、自衛隊に災害派遣を要請する。

(イ) 指針

県及び市町は、自衛隊の災害派遣要請に関する計画（自衛隊災害派遣要請計画）について、以下の点に留意して、予め策定する。

- a 災害派遣要請前における連絡体制（特に、自衛隊より自主派遣される連絡班等の連絡要員との連携、情報共有）
- b 災害派遣の内容及びその要請のタイミング

イ 自衛隊の受入れ体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

(ア) 方針

県及び市町は、自衛隊との連携や受入れの体制を整備する。

(イ) 指針

- a 県及び市町は、自衛隊の派遣計画に基づき、特に以下のような場所について、予め確認や調整を図る。
 - (a) 大規模災害発生時における他県からの増援部隊の集結拠点
 - (b) 岩手駐屯地避難時における代替活動拠点
 - (c) 航空機の駐機場所
- b 県及び市町は、災害対策本部の設置計画において、自衛隊との連携や情報共有化が円滑に行えるよう、自衛隊の連絡班用の拠点となるスペースの確保についても検討する。

6 避難促進施設

(1) 避難促進施設の指定

市町は、協議会での協議を踏まえて、避難確保計画を作成すべき集客施設等を避難促進施設として地域防災計画に指定する。

避難促進施設の指定にあたっては、以下の条件を参考とするとともに、火口からの距離、影響する火山現象、利用者数、施設の規模、その他地域の実情等を考慮し、当該施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

ア 火口近くに位置する施設

火口近くに位置する施設[※]は、突発的な噴火が発生した場合、市町からの避難指示等の具体的な防災対応の指示が、噴火後、現場に届くまでにはしばらく時間がかかることから、自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。

また、突発的な噴火の場合、水蒸気噴火等は前兆現象が捉えにくく、かつ、比較的小規模な噴火であることが多いことから、このような噴火に伴う大きな噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生しており、以上のようなケースを想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

※ 火口近くに位置する施設は、敷地の一部が大きな噴石の影響範囲にかかる「八幡平リゾートパノラマスキー場」、「網張温泉スキー場」及び「岩手高原スノーパーク」を想定。

イ 利用者が多い大規模な施設

利用者数が多い大規模な施設では、マグマ噴火等の居住地域へ影響が及ぶ比較的大規模な噴火が発生した場合、避難にあたり混乱が生じることのないよう、施設内の利用者に対する情報伝達や円滑な避難誘導を行うことが必要となる。このようなケースを想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

(2) 避難確保計画作成の支援

市町は、避難促進施設の所有者等に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、「避難確保計画」の作成を支援し、所有者等から報告を受けた際に取組みが不十分な場合には助言・指示を行うことで、避難確保計画を実効性の高いものとする。

市町は、避難確保計画が地域防災計画と整合のとれた計画となるよう、計画作成の段階から施設と十分な連携・協力体制を構築する。

市町は、実際に噴火時等の防災対応を行う際には、立入規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等について施設と十分に連携をとり、適切に情報を伝達するとともに、迅速に情報を共有するため、施設との情報伝達ルートや具体的な情報伝達手段、連絡先を予め確認し定めておく。

表 2-13 避難確保計画に掲載すべき項目

避難確保計画の章構成案	
1 計画の目的	
2 施設の位置	
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	
4 防災体制	
5 情報伝達及び避難誘導	
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	(1) 情報収集・伝達
6 資器材の配備等	
7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	

7 防災啓発

県、市町及び関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携してあらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

啓発にあたっては、噴火災害は広い地域に被害・影響を与えることから、住民や事業所、登山者・観光客等の自主的、積極的な防災活動が出来るよう、火山防災に関する防災知識の普及や、自主防災思想の普及、徹底を図る。

(1) 住民等への防災啓発

ア 住民等に対する防災知識の普及

県、市町及び関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際は、要配慮者に十分配慮し、地域における要配慮者等に対する支援体制の構築に資するよう留意する。

- (ア) 講習会、研修会、講演会、展示会、観光事業者等への説明会の開催
- (イ) インターネット、広報誌の活用
- (ウ) 起震車等による災害の疑似体験
- (エ) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (オ) 火山防災マップ、ハンドブックの防災関係資料等の作成、配付
- (カ) 防災映画、ビデオ等の制作、上映、貸出し
- (キ) 自主防災活動に対する指導

イ 職員に対する教育

県、市町及び関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。県、市町及び関係機関の職員は、配布された防災関係資料に基づき自学研鑽、資質の向上に努める。

防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- (ア) 防災対策関連法令
- (イ) 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- (ウ) 災害に関する基礎知識
- (エ) 災害を防止するための技術
- (オ) 住民に対する防災知識の普及方法
- (カ) 災害時における業務分担の確認

(2) 登山者・観光客等への防災啓発

県、市町、関係機関及び避難促進施設等は、現地の地理に不案内な登山者・観光客等に対して、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板の設置など、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

ア 登山計画書（届）の提出

登山者は、岩手山に登山をする際は、次のいずれかの方法により届出を行うものとする。

- 登山計画書（届）を各登山口等で登山箱へ投函する。
- 登山計画書（届）を最寄りの警察署等へ提出する。
- 携帯電話等を利用して「岩手山モバイル登山システム」により登録する。

県、市町及び警察等は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山計画書（届）等の提出等について周知・啓発を図るものとする。

イ 広報活動

県、市町及び气象台等は、登山者・入山者に対して、平常時から岩手山が活火山であることや、火山の状況についての情報提供を行い周知する。

(3) 児童、生徒等に対する教育

県及び市町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

8 防災訓練

県及び市町は関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として、単独又は合同で訓練を実施し、その効果を十分検証する。

訓練の実施にあたっては、要配慮者利用施設、避難行動要支援者等の要配慮者に配慮するほか、突発的な噴火や、登山者・観光客等の対応も想定するよう努める。

訓練により得られる教訓（必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等）を精査し本計画、各種マニュアル、要領等に反映させる。

実施する主な個別訓練項目は、次のとおり。

- 通信情報連絡訓練
- 職員非常招集訓練
- 避難指示訓練
- 交通規制訓練
- 上空・地上偵察訓練
- 避難訓練
- 救出・救助訓練
- 医療救護訓練
- 消防訓練
- 水防訓練
- 自衛隊災害派遣要請訓練
- 施設復旧訓練

第3章 災害応急対策

1 災害応急対策における関係機関

表 3-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
情報伝達等	○	○	○	○	○		○	○		○
規制等発令	○	○	○	○	○	○				
避難誘導			○	○	○					○
救助活動	○	○	○	○	○					

情報伝達等	「火山に関する情報の収集と整理」「関係機関との情報共有」「住民及び登山者等への避難に関する情報の周知」「異常現象等の報告」を行うことを指す。
規制等発令	「立入規制及び通行規制の実施」「逃げ遅れた者の有無の確認」「警戒が必要な範囲や規制箇所に関する助言」を行うことを指す。
避難誘導	規制範囲内にいる登山者又は住民等を規制範囲外へ避難させることを指す。
救助活動	「住民及び登山者等の救助活動、医療活動」「活動体制（活動範囲や基準の設定、協力・支援体制等）の確立」を行うことを指す。

2 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

○ 噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合、そのレベルに応じて、立入規制や避難誘導等を行う。

(1) 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

県、市町及び関係機関は、異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

ア 県及び市町等の体制

県、市町及び関係機関は、異常現象の通報や火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、必要に応じて協議会を開催する。協議の結果、防災対応が必要と判断した場合、予め定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり、立入規制等の防災対応を行う。

市町長は、立入規制等の防災対応を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制等の防災対応について助言する。

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、立入規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。

県、市町は、必要に応じて、連携して火山の状況等についての住民説明会等を開催する。

なお、立入規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2（表3-4）の対応を参照する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達体制を強化し、異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを周知徹底する。

また、協議会での協議結果等により、防災対応が必要と判断された場合には、噴火警戒レベル2（表3-3）の対応を参照する。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、立入規制を実施し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-2 県及び市町の体制（噴火警戒レベル2）

機関	体制
県	情報連絡体制（状況により、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置）
盛岡市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
八幡平市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
滝沢市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
雫石町	準警戒体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）

市町長は、立入規制の実施にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや立入規制の実施について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る防災対応は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル2（火口周辺規制）	
県	<p>（登山者等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ・報道機関への情報提供 <p>（住民等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供

実施主体	実施内容
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<p><u>(登山者等向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知、登山者・観光客等への避難呼びかけ ・報道機関への情報提供 <p><u>(住民等向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との情報伝達体制の構築 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・市町内全域への広報（メールや防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） <p><u>(要配慮者向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<p><u>(登山者等向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供 <p><u>(住民等向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供

県及び市町は、住民や登山者等への周知について、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。*

<防災行政無線文例（登山者等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。*

※ 可能な限り、「次は、〇〇時間後にお知らせします。」等、次の情報がいつ出されるかも広報する方が望ましい。新しい情報がない場合でも、情報の更新がない旨を広報する。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

ウ 立入規制・通行規制

市町及び関係機関は、登山者等の安全を確保するため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-4 噴火警戒レベル2の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制	立入規制とともに、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。 噴火が発生した場合、登山者等の避難誘導を行うとともに関係機関への派遣要請を行い必要な救助活動を行う。

噴火警戒レベル2における立入規制は、次のとおりである。

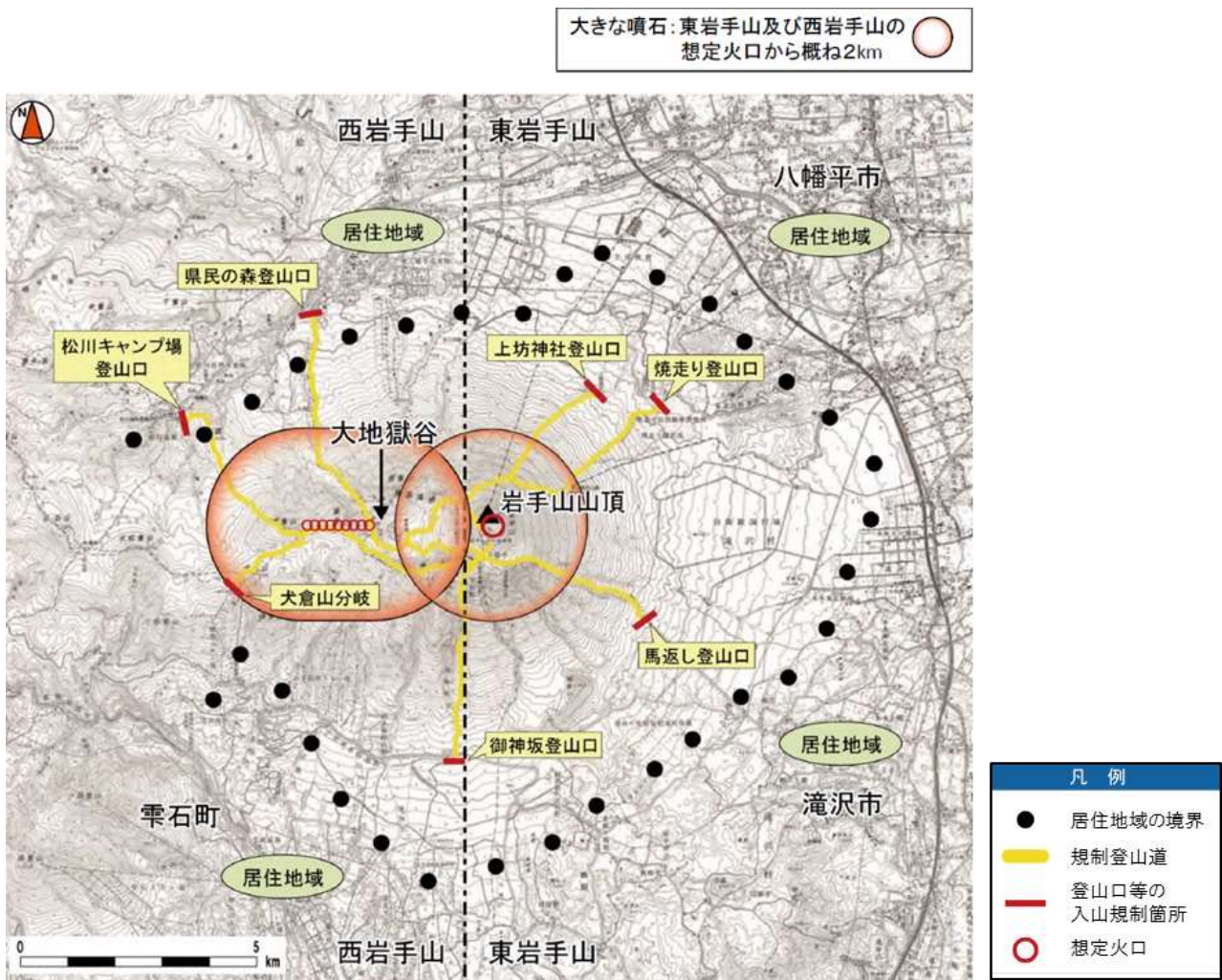


図 3-1 噴火警戒レベル2における立入規制図

エ 登山者等の避難誘導

(7) 県及び市町は、防災行政無線、メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外へ避難するよう伝達する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導にあたっては、迅速に避難出来る下山ルートへ案内するなどの対応を観光協会等と連携して行う。

(i) 警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。

(7) 県は、市町からの要請に応じ、避難誘導のため登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。

緊急下山・避難時のルートは、噴火想定火口から遠くなる方向へ避難することを基本とする。

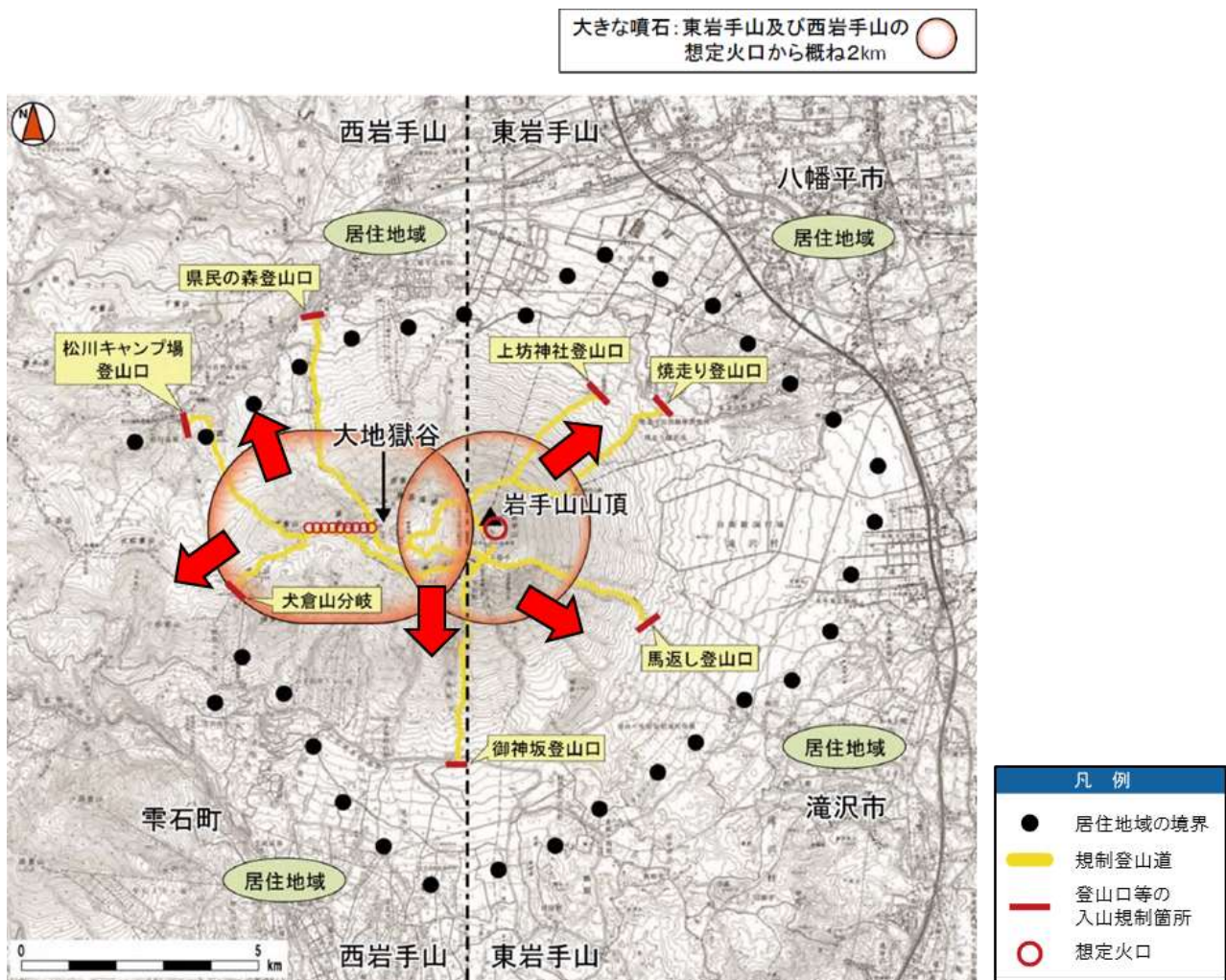


図 3-2 噴火警戒レベル 2 における緊急下山・避難ルート図

(3) 噴火警戒レベル3の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、立入規制を実施し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するとともに、特別に被害が予想される区域に高齢者等避難を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-5 県及び市町の体制（噴火警戒レベル3）

機関	体制
県	災害特別警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
盛岡市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
八幡平市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
滝沢市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
雫石町	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）

市町長は、立入規制の実施や高齢者等避難の発令にあたり、必要に応じて、県に助言を求め

る。
 県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施や高齢者等避難の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことや立入規制の実施、高齢者等避難の発令等について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル3の場合、噴火警戒レベル2における対応と併せて、表 3-6 に掲げる防災対応を行う。

表 3-6 噴火警戒レベル3における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル3（入山規制）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・岩手山火口周辺に避難指示の発令（突発的な噴火の場合） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令 <u>（住民等向け）</u> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令 <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令

実施主体	実施内容
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	(登山者等向け) 【レベル2における対応と同じ。】 (住民等向け) 【レベル2における対応と同じ。】

県及び市町は、住民や登山者等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。
特別に被害が予想される区域（施設）に、高齢者等避難を発令します。この区域（施設）の高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<防災行政無線文例（登山者等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
特別に被害が予想される区域（施設）に、高齢者等避難を発令します。この区域（施設）の高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

市町及び関係機関は、登山者等の安全を確保するため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-7 噴火警戒レベル3の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	岩手山(西岩手、東岩手ともに)登山道の範囲への立入を規制	立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。

噴火警戒レベル3における登山道の規制位置図は、次のとおりである。

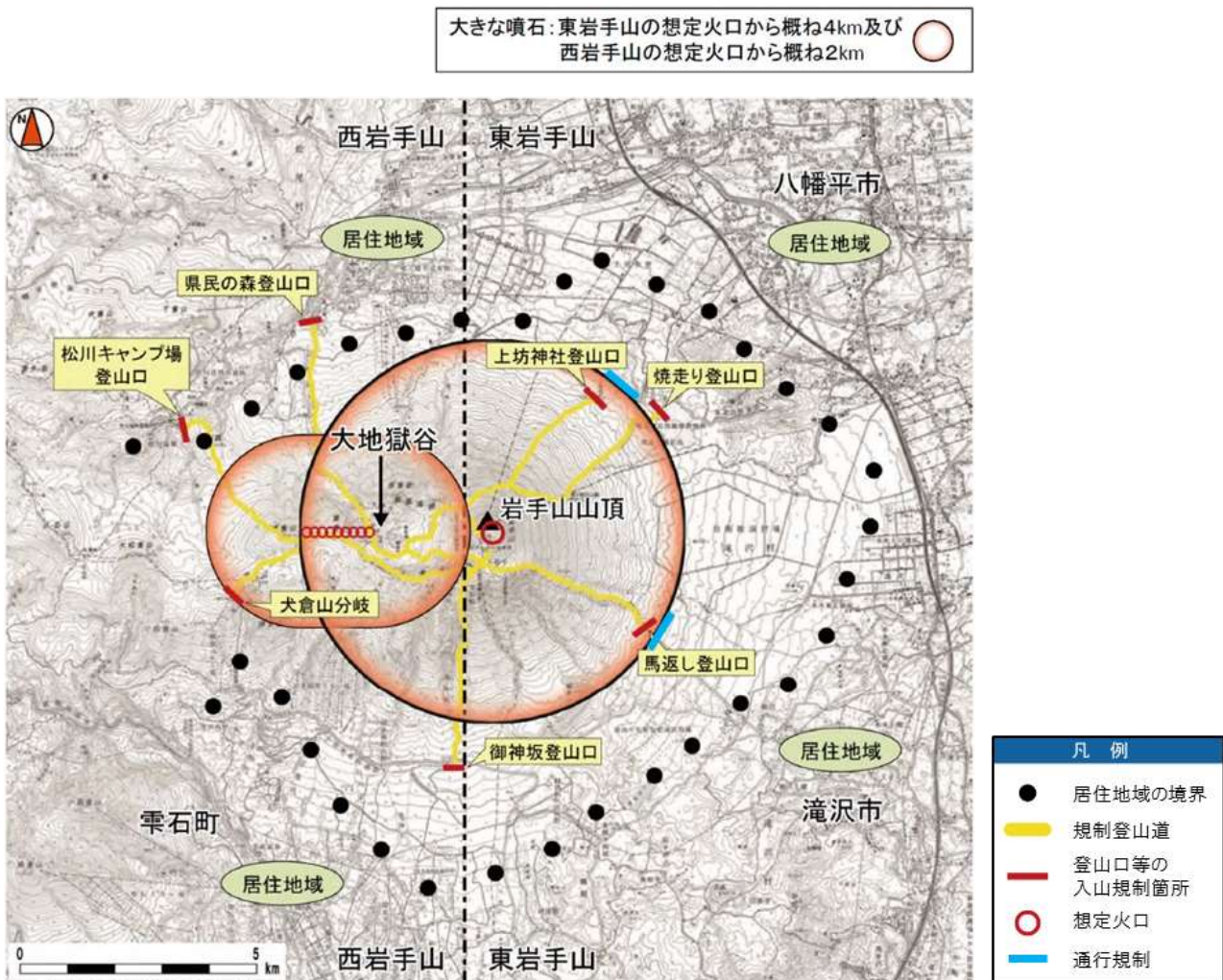


図 3-3 噴火警戒レベル3における登山道の規制位置図

エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル2の対応により避難誘導等を行う。

下山・避難時のルート図は、次のとおりである。

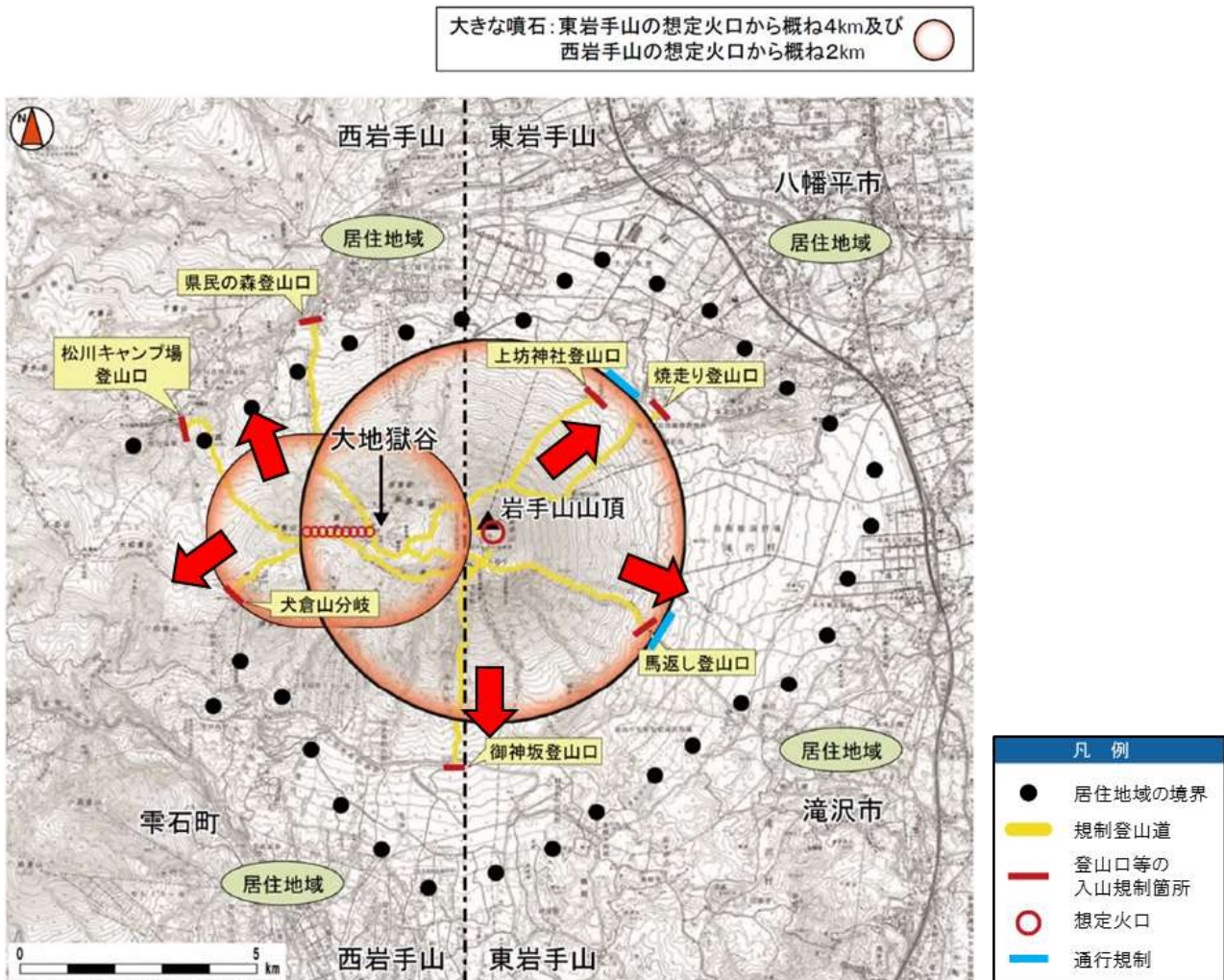


図3-4 噴火警戒レベル3における緊急下山・避難ルート図

オ 要配慮者の避難誘導

八幡平市及び滝沢市は、気象台から、火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合、特別に被害が予想される区域（施設）に対し、高齢者等避難を発令する。

八幡平市長及び滝沢市長は、高齢者等避難の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長及び滝沢市長に対して高齢者等避難の発令について助言する。

八幡平市及び滝沢市は、高齢者等避難を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）、関係機関に対して連絡する。

カ 避難促進施設利用者の避難誘導

火口近くに位置する避難促進施設の管理者は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、立入規制範囲内への立ち入りを制限する措置をとる。

また、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

なお、噴火の状況によっては、さらなる避難が必要な場合もあることから、市町と協議・連携し、施設の利用者等の安全を確保するため、立入規制範囲外への避難誘導を行う。

キ 指定避難所の開設

八幡平市及び滝沢市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所の開設を行う。

(4) 噴火警戒レベル4の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、立入規制を実施し、住民や登山者等を規制範囲外へ避難誘導するとともに、特別に被害が予想される区域に避難指示、融雪型火山泥流による被害が予想される区域に高齢者等避難を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-8 県及び市町の体制（噴火警戒レベル4）

機関	体制
県	災害対策本部
盛岡市	災害対策本部 [警戒配備]
八幡平市	災害対策本部
滝沢市	災害対策本部
雫石町	災害対策本部 [警戒配備体制]

市町長は、立入規制の実施や高齢者等避難、避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施、高齢者等避難や避難指示の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民等への情報伝達体制を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや立入規制の実施、高齢者等避難や避難指示の発令について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル4の場合、噴火警戒レベル2及び3における対応と併せて、表 3-9 に掲げる防災対応を行う。

表 3-9 噴火警戒レベル4の場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル4（高齢者等避難）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への高齢者等避難の発令 <u>（住民等向け）</u> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して、避難指示の発令 ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への高齢者等避難の発令及び地区内住民への伝達 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（立入規制） <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）

実施主体	実施内容
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	(登山者等向け) 【レベル3における対応と同じ。】 (住民等向け) 【レベル3における対応と同じ。】

県及び市町は、住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

○ 噴火警戒レベルが3から4に引き上げられた場合の文例

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。

これより、**火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲の地区**に、高齢者等避難を発令します。高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。

これより、**火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲の地区**に、高齢者等避難を発令します。高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

県、市町及び関係機関は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-10 噴火警戒レベル4の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制	八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火砕流・火砕サージが予想される範囲の立入規制を行うとともに、警察及び道路管理者と連携し通行規制を実施する。

噴火警戒レベル4における住民等の立入規制及び通行規制は、図 3-5 噴火警戒レベル4における立入規制図のとおりである。

なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、県、市町及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

火砕流・火砕サージ：東岩手山の想定火口から概ね5km
 融雪型火山泥流：火山防災マップで想定される影響範囲（積雪期に限る）

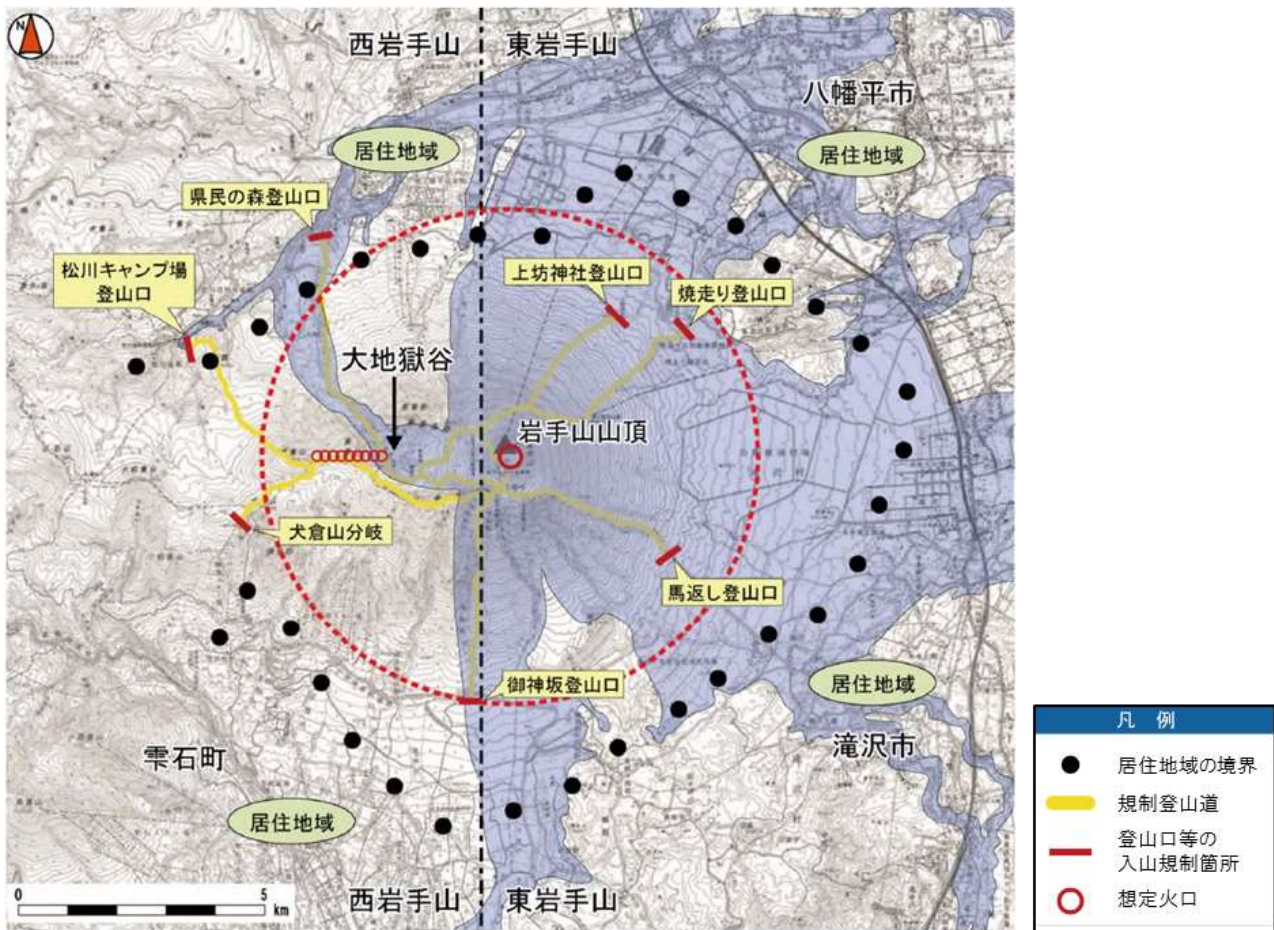


図 3-5 噴火警戒レベル4における立入規制図

想定される通行規制箇所は【資料編】P. 28～30に掲載。
 なお、通行規制は災害の状況に応じて、必要な箇所を実施する。

エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル2の対応により避難誘導等を行う。

オ 住民等の避難誘導

(ア) 八幡平市は、气象台から、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、火砕流・火砕サージの到達が予想される区域に立入規制を実施し、住民を区域外へ避難させる。

八幡平市長は、立入規制の実施にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長に対して立入規制の実施について助言する。

八幡平市は、立入規制を実施した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

(イ) 八幡平市及び滝沢市は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、特別に被害が予想される区域（施設）の住民に避難指示を発令する。

八幡平市長及び滝沢市長は、避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長及び滝沢市長に対して避難指示の発令について助言する。

八幡平市及び滝沢市は、避難指示を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

カ 要配慮者の避難誘導

市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される区域に対し、高齢者等避難を発令する。

市町長は、高齢者等避難の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して高齢者等避難の発令について助言する。

市町は、高齢者等避難を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

キ 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置する避難促進施設の管理者は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことを周知するとともに、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

また、避難促進施設の管理者は市町と協議・連携し、市町から発令される立入規制、避難指示等に従い、利用者の避難所等への避難誘導を行う。

ク 指定避難所の開設準備等

市町は、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、必要な避難所を開設するとともに、高齢者等避難の発令に続き、（噴火警戒レベル5で）避難指示の発令が想定されることから、今後開設が想定される指定避難所の開設準備を行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、指定避難所となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

県は、避難生活が長期化することを考慮した指定避難所の確保において、市町を支援する。

なお、市町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

(5) 噴火警戒レベル5の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、噴火警戒レベル4における立入規制を継続するとともに、融雪型火山泥流による被害が予想される区域への立入規制を実施し、住民や登山者等の避難誘導を行うほか、避難指示を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-11 県及び市町の体制（噴火警戒レベル5）

機関	体制
県	災害対策本部
盛岡市	災害対策本部 [非常配備]
八幡平市	災害対策本部
滝沢市	災害対策本部
雫石町	災害対策本部 [非常配備体制]

市町長は、立入規制、避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制、避難指示の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや立入規制の実施、避難指示について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル5の場合、噴火警戒レベル2から4までの対応と併せて、表3-12に掲げる防災対応を行う。

表 3-12 噴火警戒レベル5における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル5（避難）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <u>（住民等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等） ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）

実施主体	実施内容
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	(登山者等向け) 【レベル4における対応と同じ。】 (住民等向け) 【レベル4における対応と同じ。】

県及び市町は、住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

○ 噴火警戒レベルが4から5に引き上げられた場合の文例

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、**〇〇地区**において、避難指示を発令します。
住民の皆様は、直ちに**〇〇避難所**へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、**〇〇地区**において、避難指示を発令します。
住民の皆様は、直ちに**〇〇避難所**へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。

ウ 立入規制・通行規制

市町及び関係機関は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-13 噴火警戒レベル5の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。	<ul style="list-style-type: none">・火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制（レベル4から継続）・融雪型火山泥流による影響が予想される範囲への立入を規制	<ul style="list-style-type: none">・八幡平市、滝沢市及び雫石町は、レベル4による立入規制を継続する。・市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される場合、その影響範囲に対して立入規制を実施する。・警察及び道路管理者と連携し、立入規制区域への通行規制を実施する。

噴火警戒レベル5における立入規制及び通行規制の位置は噴火警戒レベル4と同じとする。

なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、県、市町及び関係機関との情報共有を逐次行うこと。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

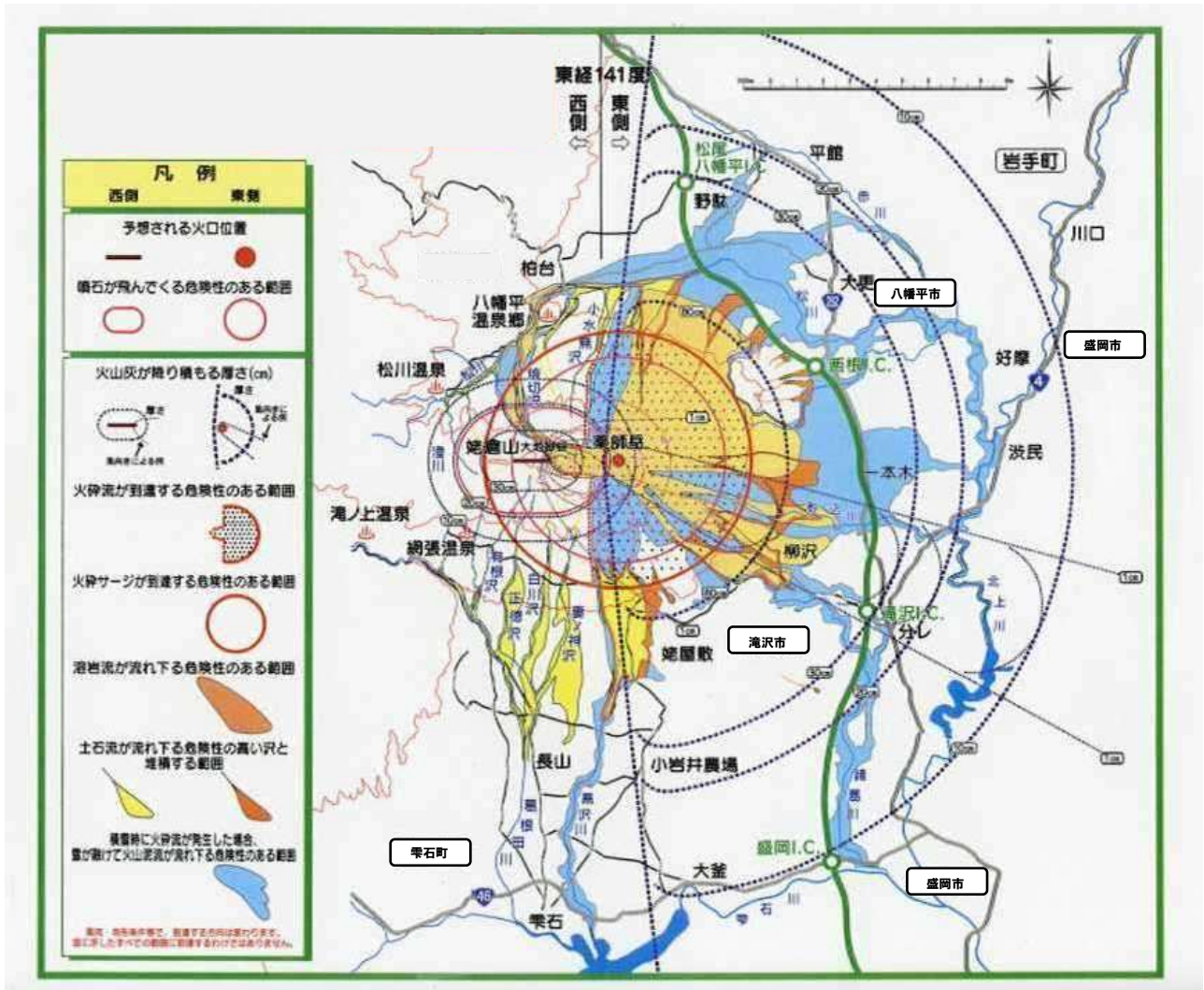


図 3-6 噴火警戒レベル5における噴火現象による影響が想定される範囲

エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル2の対応により避難誘導等を行う。

オ 住民等の避難誘導

市町は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合、融雪型火山泥流による被害が予想される範囲に避難指示を発令し、住民等に避難を呼びかける。

また、火山活動の状況によっては、融雪型火山泥流による被害が予想される範囲に、立入規制を行う。

市町長は、立入規制や避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制や避難指示の発令について助言する。

市町は、立入規制や避難指示を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）、関係機関に対して連絡する。

カ 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置する避難促進施設の管理者は、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことを周知するとともに、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

市町から避難指示が発令された場合、避難促進施設の管理者は、市町と協議・連携し、避難所等への避難誘導を行う。

キ 指定避難所の開設

市町は、噴火警戒レベルが5に引き上げられ、避難指示を発令した場合、速やかに指定避難所を開設し、避難者の受入れを行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、指定避難所となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

県は、避難生活が長期化することを考慮した指定避難所の確保において市町を支援する。

なお、市町が行う物資等の供給に関する必要な支援を行う。

3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 基本的な考え方

レベル1のまま、想定される規模の噴火が発生した場合は、登山者等の安全を確保することは不可能であることを踏まえて、仙台管区気象台は火山活動の状況を適切に判断し、事前のレベル上げに尽力することが肝要である。突発的噴火に際しては、仙台管区気象台は規模や火口の位置などを迅速に把握するよう努め、県、市町及び関係機関はレベル2に対応した情報収集・伝達、避難誘導をより速やかに行うとともに2次災害の危険性を十分に踏まえて登山者等の救助活動にあたるものとする。なお、レベル1での突発的噴火に対しての対応の具体例の一つを資料編に示すが、生じた事態に応じて臨機応変な対応が求められることは、留意しておく必要がある。

レベル4のまま、想定される規模の噴火が発生した場合は、数十分で山麓の居住地域に到達する融雪型火山泥流から住民等の安全を確保することは困難であることを踏まえ、仙台管区気象台は居住地に重大な被害を及ぼす噴火が切迫しているとの判断で、事前のレベル上げに尽力することが肝要である。積雪期における突発的噴火で融雪型火山泥流が発生した場合には、県、市町及び関係機関はレベル5に対応した情報収集・伝達、避難誘導をより速やかに行うこととする。また、被害が予想される居住地域の住民等には、突発的事態への対応として、近場の高台への避難、自宅内での垂直避難など短時間での緊急避難の実施など十分に周知し、認識を深めておくことが必要である。

なお、噴火後に仙台管区気象台から噴火警戒レベルが発表された場合には、そのレベルに応じた防災対応に移行する。

また、市町長は噴火後の具体的対応について、必要に応じて県に助言を求める。県は、必要に応じて検討会等を開催し、あるいは検討会委員等から、火山活動の状況や推移などに関する助言を受け、市町長に対し、避難・救援など具体的対応について助言する。

(2) 非積雪期の対応

県、市町及び関係機関は、非積雪期（5月から11月を基本とするが、積雪状況により変更する場合がある）に突発的な噴火が発生した場合、火口周辺では大きな噴石等による登山者等への影響が想定されることから、速やかに立入規制を実施し、火口周辺の登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を実施する。

ア 県及び市町等の体制

県及び市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとる。噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

イ 情報収集・伝達

県及び市町は、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民及び登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びそ

の影響範囲、住民及び登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。

非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応を表 3-14 に示す。

表 3-14 非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
突発的に噴火が発生した場合（非積雪期）	
県	<u>（登山者等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信 ・報道機関への情報提供 <u>（住民等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、看板、SNS等による火山情報、規制情報等の周知、登山者等への避難呼びかけ ・報道機関への情報提供 <u>（住民等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市町内全域への広報（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>（登山者等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供 <u>（住民等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供

県及び市町は、非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の住民及び登山者等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合（非積雪期）の文例

<防災行政無線文例（住民及び登山者等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
岩手山周辺にいる登山者・観光客等の皆様は、至急、近くの岩陰や建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
岩手山周辺にいる登山者・観光客等の皆様は、至急、近くの岩陰や建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

県、市町及び関係機関は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。なお、火山活動の状況により規制箇所は異なるため、県、市町及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

エ 登山者等の避難誘導

県及び市町は、防災行政無線、メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、火口近くに位置する避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に規制範囲外への避難や近くの建物への緊急退避を伝達する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導にあたっては、迅速に避難出来る下山ルートや火口近くに位置する避難小屋や集客施設等の建物へ案内するなどの対応を、施設管理者等と連携して行う。

警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。

県は、市町からの要請に応じ、避難誘導のため登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。

火口近くに位置する避難促進施設の施設管理者等は、施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。また、市町や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山者等の規制範囲外への避難誘導を行う。

下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合には、火山活動状況（火砕流や火砕サージ等の発生による影響）や風向等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

オ 避難促進施設による避難誘導等

火口近くに位置する避難促進施設の管理者は、噴火が発生したことを仙台管区气象台及び市町へ通報する。

また、施設利用者や周辺の登山者等に対して、噴火が発生したことを周知するとともに、立入規制範囲外への避難誘導を行う。

なお、緊急に退避する必要がある場合、屋外から屋根のある場所への緊急退避等の誘導を行い、施設内の避難者の人数を把握するとともに、市町の指示に従い、登山者等の立入規制範囲外への避難誘導を図る。

その後、施設に避難指示等が発令された場合には、施設利用者や従業員が全員立入規制範囲外へ避難したことを確認後、施設を閉鎖する。

なお、避難促進施設以外の特定地域内の施設管理者は、市町や避難確保施設の管理者等と連携し、施設利用者等の安全の確保に努める。

カ 指定避難所等の開設

市町は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所の開設を行う。

また、市町は、下山者を受け入れる緊急的な避難所を必要に応じて開設する。

(3) 積雪期の対応

県、市町及び関係機関は、積雪期（12月から4月を基本とするが、積雪状況により変更する場合がある）に突発的な噴火が発生した場合、住民等の避難に十分な時間を確保できない事態が想定されることから、速やかに立入規制を実施し、住民等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を実施する。

なお、積雪期においては、岩手山の登山道は冬期閉鎖されるため、火口周辺には登山者等はいない前提であるが、山スキー等で入山している者も想定される。そのため、これらの登山者等に対しては、メールや防災ヘリコプター等により速やかな情報伝達に努めるものとする。

ア 県及び市町等の体制

県及び市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとる。噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

イ 情報収集・伝達

県及び市町は、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令を伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。

積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応を次頁に示す。

表 3-15 積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
突発的に噴火が発生した場合（積雪期）	
県	<u>（住民等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供 ・市町の行う避難指示の発令等について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援 <u>（要配慮者向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援
市町 <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町 	<u>（住民等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市町内全域への広報（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等） ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <u>（要配慮者向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）
関係機関 <ul style="list-style-type: none"> ・国 ・警察 ・消防 等 	<u>（住民等向け）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供

県及び市町は、積雪期に突発的に噴火が発生した場合の住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合（積雪期）の文例

<防災行政無線文例（住民等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
〇〇川周辺にいる住民、観光客等の皆様は、至急、川沿いから離れた高台や建物の2階以上に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。
なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
〇〇川周辺にいる住民、観光客等の皆様は、至急、川沿いから離れた高台や建物の2階以上に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。
なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

エ 登山者等の避難誘導

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

オ 避難促進施設による避難誘導等

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

カ 指定避難所等の開設

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

4 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア 現地災害対策本部の設置等

県は、被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に、現地災害対策本部（以下、「県本部」という。）を設置する。

現地災害対策本部は、災害情報の収集や報告及び市町、関係機関との情報交換、連絡・調整等を実施する。

イ 救助活動への支援体制

県は、救助活動を円滑かつ安全に行うため、救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山有識者など火山や火山地域の専門家等に技術的な支援を依頼する。

国（国土交通省）は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、警察・消防・自衛隊の部隊等の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の配備、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保などを支援する。

ウ 活動基準の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等を踏まえた活動基準を設定する。

関係機関や検討会は、監視・観測データ等から、火山活動の見込みや土砂災害の危険性等による活動基準の設定について助言を行う。

県、警察、消防及び自衛隊は、現地での活動を通じて活動基準設定の判断に結びつく情報入手した場合には、県本部を通じて速やかに報告する。

なお、活動基準を設定する際に、考慮すべき事項例は以下のとおりである。

- 火山性地震等の発生回数
- 火山ガスの濃度
- 火山灰、大きな噴石の飛散状況
- 火砕流・火砕サージ・溶岩流の発生状況
- 日の出・日の入り時間
- 気象状況

<参考：天候や火山の状態による活動判断基準

（『御嶽山噴火災害活動事例報告資料』（長野市消防局）に一部加筆）>

(ア) 火山性微動、火山性地震、地殻変動による中止判断

- 地震学者、気象庁が観測データを判断し決定。

(イ) 降雨による搜索判断中止基準

- 降雨開始見通し時間の3時間前までに、もしくは現地にて降水を確認した場合。

(ウ) 降雨による搜索活動中止後の活動再開判断基準

- 降雨停止後、3時間以上が経過していること。
- ヘリコプターによる上空からの調査を実施し、登山道、搜索場所及びその周辺の斜面における崩壊や土石流の有無を確認すること。
- 災害対策本部が、ヘリコプター調査の結果を基に、先遣調査隊の派遣を決定すること。

先遣調査隊は、灰の状況等の調査により現場で捜索部隊が安全に活動できるか確認すること。

- 災害対策本部が、捜索活動を安全に実施できると判断した時点から、7 時間先まで降雨の見通しがないこと。

(エ) 火山性ガスによる活動中止判断基準

- 平成 14 年「三宅島火山ガスに関する検討会」において決められた、火山ガスの許容濃度を準用し次のとおりとする。
 - ・ 硫化水素(H₂S) : 10ppm
 - ・ 二酸化硫黄(SO₂) : 2ppm

(オ) 火口周辺の視界不良による活動中止判断基準

- 雲や霧などにより火口の状況が確認できない場合。

エ 活動範囲の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、関係機関や検討会から提供される、監視・観測データ等から予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等についての情報提供、助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を設定する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合は、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。

また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合は、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。

その際、救助活動を行う全員を収容するため、複数の避難所等を設定することとし、近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

県、警察、消防及び自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを県本部に報告する。

(2) 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

県、市町及び関係機関は、登山計画書（届）等と避難促進施設等における緊急退避状況や、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

イ 救助活動

市町は、噴火警戒レベル2以上の場合において、登山者等を緊急に大きな噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

なお、救助にあたっては関係機関と十分に協議するほか、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に万全を期すものとする。

(3) 住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

県、市町及び関係機関は、避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

イ 搜索・救助活動

県、警察、消防及び自衛隊は、共有された要救助者情報をもとに、二次被害を防止するために、救出ルートなどを定め、安全管理体制を確保し、搜索及び救助活動を行う。

(4) 救助等におけるヘリコプターの運用

県、警察及び自衛隊等は緊密に連携して、ヘリコプターを活用した救助活動にあたる。

県は、災害対策本部内にヘリコプターを保有する関係機関によるヘリ運用調整所を設置し、災害対策本部との情報共有やヘリコプター運用の円滑な体制を構築する。特に県、警察、自衛隊等、複数のヘリが同時に活動する際は、航路等の情報共有、ヘリコプターの運用体制についての調整、火山の活動状況及び気象条件にも留意が必要となり、詳細な調整を実施する。

なお、県災害対策本部が設置された場合は、救助部隊の拠点と同本部におくとともに、ヘリポートを設置する等、迅速な活動に対応する。

ヘリを装備している機関は、次のとおりである。

表 3-16 ヘリ装備機関名

機関名	連絡先
国土交通省東北地方整備局	022-225-2171
岩手県防災航空センター	0198-26-5251
岩手県警察本部	019-653-0110
陸上自衛隊東北方面特科連隊第3科 (時間外は司令部当直)	019-688-4311

表 3-17 ヘリ離発着場所数

ヘリ離発着場所	箇所数	備 考	
盛岡市	10箇所		
八幡平市	11箇所		
滝沢市	6箇所		
雫石町	8箇所		
矢巾町	2箇所		
合 計	37箇所		
【うち、岩手山での離発着場所】			
ヘリ離発着場所	所在地	管理者	連絡先
岩手山9合目	八幡平市松尾寄木字国見 1-1 国見国有林 1553 林班	岩手北部 森林管理署	0195-72-2221
姥倉山	岩手郡雫石町大字長山網張 1-1 網張国有林 783 林班	盛岡森林管理署	019-663-8001
黒倉山	岩手郡雫石町大字長山網張 1-1 網張国有林 784 林班	盛岡森林管理署	019-663-8001

なお、ヘリ離発着場所の詳細については、別添【資料編】P. 31～34に掲載。

(5) 医療・救護活動

県及び市町は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

県は、多数の傷病者が発生した場合、救急告示施設及び災害拠点病院と連携し、医療・救護体制を確立する。

また、必要に応じて、速やかにドクターヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに、医療関係機関または国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

市町は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、指定避難所等や医療施設に救護所を設置する。

(6) 自衛隊災害派遣要請

ア 自衛隊法に基づく災害派遣要請

市町長は、災害対策基本法第 68 条の 2 により、市町の地域に係る噴火等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請をするよう求めることができる。

知事は、噴火災害等に際して、自衛隊法第 83 条に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、災害派遣を要請することができる。

イ 自衛隊災害派遣要請の基準

市町長が自衛隊に対する災害派遣要請をする際の基準は、噴火活動がより活発化した「噴火警戒レベル 4 以上」とし、以下の状態を認めた場合を目安とする。

ただし、噴火警戒レベル 2、3 においても状況により災害派遣、避難者の救助、搬送、収容等を要請できる。

- 避難対象区域の住民等が、火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流等により避難経路が埋没し通行不可能となり、通常的手段による避難が困難
- 避難対象区域の住民等が、大量の火山灰や小さな噴石（こぶし大）の継続的な落下により通常的手段による避難が困難
- 避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難

5 避難状況の把握及び避難所の管理・運営

(1) 避難状況の把握

市町は、避難所毎に住民等の避難状況について把握する。

ア 避難者に関すること

- 当該地区住民の世帯数及び人員数
- 避難した世帯数及び人員数（避難所、知人宅等避難先を区分する）
- 地域住民以外の登山者等の一時滞在者等の避難人数（可能な限り）
- 避難者の負傷等の状況
- その他避難者の状況について特に必要な事項

イ 残留者に関すること

- 残留者の有無、氏名及び残留理由
- 避難の目途

(2) 避難所の管理・運営

- 市町は、予め定める避難計画やその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- 市町は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- 市町は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- 市町は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、次のとおり生活環境の整備を図る。

なお、環境整備を図る際は災害弱者に配慮するものとする。

ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成

イ 安否情報、食料生活必需品等の配給情報、生活情報、火山活動情報等各種情報の提供

ウ ホームヘルパー等による介護の実施

エ 生活相談、こころのケア、健康相談、保健指導等の実施

オ プライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮

カ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等障がい者に対する情報提供体制の整備

キ 避難所への警察官の配置による安全の確保

- 市町は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。
- 市町は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- 県及び市町は、避難生活が長期化すると認められる場合は、可能な限り、応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用にも努める。

6 広域一時滞在

県及び市町は、火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町もしくは都道府県境を越えて行われることが想定されることから、広域一時滞在を速やかに実施するため、広域一時滞在の必要性の判断や広域一時滞在に伴う避難手段の確保等を予め定める。

(1) 広域一時滞在の判断・実施

市町は、広域一時滞在の実施にあたり、必要性を迅速に判断するとともに、避難等に関わる県及び関係機関と連携しながら対応する。

市町は、火山現象の影響範囲によって、同市町内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、マニュアルに基づいて避難を実施する。

その際、県及び関係機関と情報共有を図り対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、変更点を協議し調整を図る。

また、避難先となる市町村と連絡調整を図り、避難者の受け入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

市町は、広域一時滞在の調整が図られ次第、避難所等への避難者や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域一時滞在を行うことを周知する。

県、市町及び関係機関は、広域一時滞在の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施するとともに、避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

県及び市町は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。

市町は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

県は、集団避難に必要な場合、JRやIGR等の活用についても検討し、調整を行う。

7 報道機関への対応

県及び市町は、多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部に報道対策部門を設置し、職員を置いて報道関係者への対応にあたる。

報道関係者の対応にあたっては、関係機関との密接な連携協力のもと、情報の混乱や誤報・遅延等の防止に努めながら、避難誘導を支援するための情報や正確な救助活動状況及び被害情報などを迅速に提供するよう努める。

第4章 噴火後の対応

1 噴火後の対応における関係機関

表 4-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
安否確認				○	○			○		○
土砂災害対応	○	○		○	○	○				○
風評被害対策										○
一時入域等	○	○	○	○	○	○				
治安維持				○						

安否確認	住民及び登山者等の「安否情報の集約又は提供」「身元の確認」を行うことを指す。
土砂災害対応	「降灰後の降雨による土石流」又は「火口噴出型泥流」に対し、状況把握や情報提供、立入規制及び通行規制、避難誘導等を行うことを指す。
風評被害対策	火山活動状況や安全確保対策、民間事業者の営業状況等について、報道機関等を通じて情報発信等を行うことを指す。
一時入域等	「避難指示等の解除」「規制範囲の縮小又は解除」「警戒区域等への一時立入の実施」及びこれらに関する助言又は協議を行うことを指す。
治安維持	警戒区域若しくは避難対象地域の周辺において警戒活動を行うことを指す。

2 住民及び登山者等の安否確認

住民及び登山者等の安否情報の確認は、原則として被災市町が行う。

市町は、指定避難所等に収容された住民及び登山者等について、避難所で作成する避難者名簿を通じて、身元の確認を行い、親族等の連絡先を把握して、連絡を取る。

また、市町は、医療機関等に収容された住民及び登山者等について、本人若しくは所持品や登山計画書（届）等から身元の確認を行う。

なお、市町は、警察や消防、観光施設等と連携して安否情報を集約し、県に報告して情報共有を図る。

県は、被災市町ごとに住民及び登山者等の安否情報を集約する。また、必要に応じ東京事務所を通じて、他都道府県の東京事務所や大使館等と連携しながら、県外や国外の登山者等の親族等からの問合せに対応する。

3 土砂災害への対応

県、市町及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。

また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を県及び市町に通知する。

市町長は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。

県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、市町長に対して、立入規制の実施や避難指示等の発令について助言する。

4 避難の長期化に備えた対策

(1) 避難所の運営

市町は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置を講じる。

ア 被災者の自治組織の育成

イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

エ ホームヘルパー等による介護の実施

オ 保健衛生の確保

カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保

キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障害者、外国人等の多様なニーズへの配慮

ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

市町は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

(2) 避難者の健康管理

ア 健康状態の把握

県、市町及び関係機関は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

県、市町及び関係機関は、巡回相談で把握した問題等を記録し、チームカンファレンス等において、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

県、市町及び関係機関は、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

イ 被災者の精神状態の把握

県及び市町は、被災者及び支援者に対してカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、精神医療の提供を行う。

また、メンタルヘルスに関する普及啓発に努める。

県及び市町は、継続的内服が必要な精神障がい者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失、又は入手が困難となった者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努め、移動困難な在宅患者に対しては訪問する等継続的で適切な精神医療の支援を行う。

市町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

市町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

ウ 継続的支援対象者のリストアップ

県及び市町は、支援者が変更しても継続的な支援が提供出来るよう、支援が必要な者のリストを作成する。

エ 関係機関との連携の強化

県、市町及び関係機関は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(3) 防災ボランティアの受入れ

市町は、防災ボランティア活動の自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

市町は、被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。

市町は、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、関係機関と連携して、防災ボランティアに対し、協力を要請する。

市町及び市町社会福祉協議会は、防災ボランティアの受付、活動拠点の確保、活動時の安全確保、被災地におけるニーズ等の情報提供など、その受入態勢の整備に努める。

(4) 避難生活に必要な物資の供給

市町は、避難者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

市町は、災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

(5) 教育の再開

市町は、避難生活が継続する中での教育の再開にあたっては、次の事項に留意する。

なお、学校が被災するなど、授業を行うことが困難、又は不可能である場合においては、他の学校や公共施設を使用して教育を再開する。

ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。

ウ 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。

エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

オ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。

カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

(6) 応急的な住宅の供給

県及び市町は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民に対し、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅、もしくは民間賃貸住宅の情報を提供する。

また、火山活動が活発化してから沈静化するまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない避難対象住民の応急仮設住宅建設について検討を行う。

5 風評被害対策

県、市町及び関係機関は、岩手山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び岩手山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段による情報発信を行いながら、風評被害の防止に努める。

また、火山活動の沈静化後は、積極的な情報発信を行うなど、地域のイメージダウンを軽減する取組を講じる。

6 避難指示解除、一時入域などの対応

(1) 避難指示等の解除

市町長は、避難指示等の解除を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して避難指示等の解除について助言する。

市町は、避難指示等の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路等を定めた帰宅計画を作成する。

また、防災行政無線やメール、ラジオ等を活用して、避難指示等の解除を住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等への説明会等を開催する。

県は、市町が行う避難指示等の解除について住民等への周知活動を支援する。

関係機関は、火山の活動状況を把握するため、避難指示等の区域内を含む観測機器の復旧と、地形、噴出物調査をはじめとする現地調査を実施する。

県、市町及び関係機関は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

市町長は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して規制範囲の縮小又は解除について助言する。

市町は、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

県は、市町が行う規制範囲の縮小又は解除についての住民等への周知活動を支援する。

関係機関は、火山の活動状況を把握するため、県、市町と連携を図りながら、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査を行う。

県、市町及び関係機関は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

市町は、規制範囲の縮小又は解除にあたっては、以下の検討を行う。

- 災害の危険性の有無（降雨型泥流等の二次災害も含む）
- 避難解除の範囲
- 緊急時の情報伝達方法の確保
- 道路、ライフラインの確保
- 再避難体制の整備

(3) 一時入域

市町は火山活動が小康状態となった場合、対象範囲を決めて一時入域を実施する。

市町長は、一時入域を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して一時入域について助言する。

市町は、一時入域の実施にあたっては、一時入域を希望する住民等を募集し、一時入域者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。

また、一時入域者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバー等を活用し、緊急時の避難や退去の指示を確実に伝達する。

関係機関は、一時入域の実施に先立ち、避難対象地域や警戒区域に立ち入り、現地調査を行う。

県、市町及び関係機関は、一時入域の実施に先立ち、入域可能な範囲の道路状況等について安全を確認するとともに、市町が作成した一時入域者名簿を活用し、規制箇所等で一時入域者の入退去の確認を行う。

市町は、対象区域における以下の項目の状況をふまえて検討し、一次入域を実施する。

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 適用範囲・時間 | <input type="checkbox"/> 緊急時の情報伝達方法 | <input type="checkbox"/> 火山の警戒監視方法 |
| <input type="checkbox"/> 帰宅方法、経路 | <input type="checkbox"/> 帰宅対象者 | <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況 |

7 治安の維持

市町長は、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置を実施する。

また、警察と連携して住民及び関係機関等へこれを周知し、警戒区域もしくは避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。

なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、行うものとする。

8 相談窓口の開設

市町は、避難住民の中に災害によって家屋や土地、事業所等の私的財産の喪失や近親者を失うなど、著しい精神的苦痛を被ることが予想されることから、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談に乗り、不安の解消に努めるよう、市町庁舎及び各避難所に市町職員や県派遣職員等による相談窓口を開設する。